

公布した条例一覧

令和8年

公布 番号	条例名
24	杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例
25	杉並区児童相談所設置条例
26	杉並区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
27	杉並区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
28	杉並区小児慢性特定疾病審査会条例
29	杉並区児童福祉審議会条例
30	杉並区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
31	杉並区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例
32	杉並区一時保護委託者の登録等の基準に関する条例
33	杉並区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例
34	杉並区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例
35	杉並区特別区税条例の一部を改正する条例
36	杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和8年6月12日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第24号

杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年杉並区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条中「事項」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同条第3号中「家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を加える。

第13条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条の2 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第18条第6号中「利用定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第27条中「は、次のように区分する」を「の区分は、次の各号（満3歳以上

限定小規模保育事業にあつては、第1号)に掲げるとおりとする」に改める。

第29条第2項第3号及び第4号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「看護師」の次に「(以下「看護師等」という。)」を加え、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(附則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条第4項中「第29条第5項」を「第29条第7項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第36条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第46条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第50条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則に次の4項を加える。

6 第29条第2項及び第46条第2項の規定にかかわらず、当分の間、第29

条第2項各号又は第46条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第29条第2項又は第46条第2項に規定する保育士の数を1人以上とすることができる。この場合において、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者を置かなければならない。

7 当分の間、第29条第2項又は第46条第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を保育士とみなすことができる。

8 当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第46条第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

9 前2項の規定を適用するときは、保育士（第29条第3項若しくは第4項若しくは第46条第3項若しくは第4項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前2項の規定の適用がないものとした場合における第29条第2項又は第46条第2項の規定により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。

第2条 杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年杉並区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）をいう。

第2条第2項中「（昭和22年法律第164号）」を削る。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（法第23条第4項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）」に、「の同条第2号」を「の法第19条第2号」に改める。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第12条の見出し中「教育・保育」を「特定教育・保育」に改める。

第13条第4項第3号ア中「令第4条第2項第2号」を「同条第2項第2号」に改め、同号ア（ア）中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア（イ）中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第2項第6号」を「同条第2項第6号」に改め、同号イ（ア）中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ（イ）中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第22条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第25条中「幼稚園」を「学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「利用している同号」とあるのは「利用している同号又は」を「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「」に、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、

「法第19条第2号」とあるのは「特別利用保育を受ける法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び同条第2号」を「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「利用している同号」を「教育認定子ども」に、「利用している同条第1号又は第2号」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「の同号」を「同号」に、「の同条第1号」を「同条第1号」に、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども及び特別利用教育を受ける同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」に、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（）」を「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（）」に改める。

第37条第1項中「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条」を「杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年杉並区条例第27号）第27条第1号」に、「同令第31条第1項」を「同条例第27条第2号」に、「同令第33条」を「同条例第27条第3号」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業
法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に、「当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含み、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」及び「同項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「により特定地域型保育」を「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。）」に、「第37条第2項」を「第37条第2項第2号」に、「小学校就学前子ども」を「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」に改め、同条第

4 項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号」を「杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第38条第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、前項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第46条第7号中「第39条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第47条第1項及び第2項ただし書中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第48条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と」を削り、「幼稚園」を「学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第51条第1項中「が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「及び」を「並びに」に、「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「特定教育・保育施

設の設置者の教育・保育」を「特定地域型保育事業者の保育」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。

以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども並びに特定地域型保育事業所を現に利用している教育認定子ども及び満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、抽選又は利用の申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念又は基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考するものとする。

4 特定地域型保育事業者が、特別利用地域型保育を提供する場合には、第39条第3項及び第40条第2項の規定は適用しない。

第52条第1項中「が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改める。

第3条 杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年杉並区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第14条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第1条の規定（杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第13条の次に1条を加える改正規定に限る。）及び第3条の規定は同年12月25日から施行する。
- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項及び附則第6条第3項に規定する条例で定める日は、令和8年6月30日とする。

杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第1条による改正（杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（連携施設の確保）</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第14条第1項から第3項まで、第15条、第16条第1項、第17条及び附則第3項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に提供され、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、あらかじめ、次に掲げる事項（満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）に係る連携協力を</p>	<p>（連携施設の確保）</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第14条第1項から第3項まで、第15条、第16条第1項、第17条及び附則第3項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に提供され、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、あらかじめ、次に掲げる事項_____に係る連携協力を</p>

行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 当該家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児の保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条の2 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に

行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 当該家庭的保育事業者等_____により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児の保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等ごとに、次に掲げる家庭的保育事業等の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）

(7)～(11) 略

(小規模保育事業の区分)

第27条 小規模保育事業の区分は、次の各号（満3歳以上限定小規模保育事業にあつては、第1号）に掲げるとおりとする。

(1)～(3) 略

(職員)

第29条 略

2 小規模保育事業所A型において、保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に

(運営規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等ごとに、次に掲げる家庭的保育事業等の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員_____

(7)～(11) 略

(小規模保育事業の区分)

第27条 小規模保育事業は、次のように区分する

(1)～(3) 略

(職員)

第29条 略

2 小規模保育事業所A型において、保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に

1を加えた数以上とする。

(1)及び(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人(法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師(以下「看護師等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を

1を加えた数以上とする。

(1)及び(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号_____の規定に基づき受け入れる場合に限る。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人(法第6条の3第10項第2号_____の規定に基づき受け入れる場合に限る。)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師_____を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

6 略

7 略

（職員）

第32条 略

2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B

4 略

5 略

（職員）

第32条 略

2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B

型に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

6 第1項に定めるもののほか、小規模保育事業所B型ごとに、第29条第7項に規定する施設長（以下「施設長」という。）を置かなければならない。
(利用定員)

第36条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項第1号の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第1項に定めるもののほか、小規模保育事業所B型ごとに、第29条第5項に規定する施設長（以下「施設長」という。）を置かなければならない。
(利用定員)

第36条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(職員)

第46条 略

2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

6 略

(職員)

第46条 略

2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 略

(職員)

第50条 略

2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

6 略

附 則

1～5 略

6 第29条第2項及び第46条第2項

(職員)

第50条 略

2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 略

附 則

1～5 略

の規定にかかわらず、当分の間、第29条第2項各号又は第46条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第29条第2項又は第46条第2項に規定する保育士の数を1人以上とすることができる。この場合において、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者を置かなければならない。

7 当分の間、第29条第2項又は第46条第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を保育士とみなすことができる。

8 当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第46条第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、保

育士と同等の知識及び経験を有すると
区長が認める者を、開所時間を通じて
必要となる保育士の総数から利用定員
の総数に応じて置かなければならない
保育士の数を差し引いて得た数の範囲
で、保育士とみなすことができる。

9 前2項の規定を適用するときは、保
育士（第29条第3項若しくは第4項
若しくは第46条第3項若しくは第4
項又は前2項の規定により保育士とみ
なされる者を除く。）を、前2項の規
定の適用がないものとした場合におけ
る第29条第2項又は第46条第2項
の規定により算定される保育士の数の
3分の2以上、置かなければならな
い。

第2条による改正（杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基
準に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に 掲げる用語の意義は、当該各号に定め るところによる。 (1)～(3) 略 (4) <u>満3歳未満等小規模保育事業</u> <u>児童福祉法（昭和22年法律第16</u> <u>4号）第6条の3第10項に規定す</u></p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に 掲げる用語の意義は、当該各号に定め るところによる。 (1)～(3) 略</p>

る小規模保育事業（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）をいう。

(5) 略

2 前項に掲げるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法及び児童福祉法

で使用する用語の例による。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 略

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子ども

の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、抽選又は利用の申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念又は基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該

(4) 略

2 前項に掲げるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）

で使用する用語の例による。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 略

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当

当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、抽選又は利用の申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念又は基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該

特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（法第23条第4項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）の総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4及び5 略

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 略

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）は、保育認定子ども

_____に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども

_____の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号 _____又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4及び5 略

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 略

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(特定教育・保育の提供の記録)

第12条 略

(利用者負担額等の受領)

第13条 略

2及び3 略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)及び(2) 略

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次に掲げる令第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子ども(以下「満3歳以上教育・保育給付認定子ども」という。)のうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る同条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額がそれぞれ次に定める金額未満であるものに対する副食の提供
(ア) 教育認定子ども

7

万7, 101円

(教育・保育 の提供の記録)

第12条 略

(利用者負担額等の受領)

第13条 略

2及び3 略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)及び(2) 略

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次に掲げる令第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子ども(以下「満3歳以上教育・保育給付認定子ども」という。)のうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額がそれぞれ次に定める金額未満であるものに対する副食の提供
(ア) 法第19条第1号に掲げる

小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7

万7, 101円

(イ) 満3歳以上保育認定子ども

_____ (令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 5万7,700円(同条第2項第6号_____に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円)

イ 次に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども(以下「負担額算定基準子ども」という。)又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、学校教育法(昭和22年法律第26号)第49条の5に規定する義務教育学校の前期課程又は同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ次に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 教育認定子ども

(イ) 法第19条第2号に掲げる

小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 5万7,700円(令第4条第2項第6号_____に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円)

イ 次に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども(以下「負担額算定基準子ども」という。)又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、学校教育法(昭和22年法律第26号)第49条の5に規定する義務教育学校の前期課程又は同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ次に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1号に掲げる

_____ 負
 担額算定基準子ども（当該負担
 額算定基準子どもと同一の世帯
 に属する負担額算定基準子ども
 又は小学校第3学年修了前子ど
 ものうち最年長者及び2番目の
 年長者である者を除く。）であ
 る者

(イ) 満3歳以上保育認定子ども

_____ 負
 担額算定基準子ども（そのうち
 最年長者及び2番目の年長者で
 ある者を除く。）である者

ウ 略

(4)及び(5) 略

5及び6 略

(利用定員の遵守)

第22条 略

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員
 は、教育・保育給付認定子どもに対
 し、児童福祉法第33条の10第1項
 各号（幼保連携型認定こども園である
 特定教育・保育施設の職員にあっては
 認定こども園法第27条の2第1項各
 号、学校教育法第1条に規定する幼稚
 園である特定教育・保育施設の職員に

小学校就学前子どもに該当する
 教育・保育給付認定子ども 負
 担額算定基準子ども（当該負担
 額算定基準子どもと同一の世帯
 に属する負担額算定基準子ども
 又は小学校第3学年修了前子ど
 ものうち最年長者及び2番目の
 年長者である者を除く。）であ
 る者

(イ) 法第19条第2号に掲げる

小学校就学前子どもに該当する
 教育・保育給付認定子ども 負
 担額算定基準子ども（そのうち
 最年長者及び2番目の年長者で
 ある者を除く。）である者

ウ 略

(4)及び(5) 略

5及び6 略

(定員の遵守)

第22条 略

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員
 は、教育・保育給付認定子どもに対
 し、児童福祉法第33条の10第1項
 各号（幼保連携型認定こども園である
 特定教育・保育施設の職員にあっては
 認定こども園法第27条の2第1項各
 号、幼稚園

 _____である特定教育・保育施設の職員に

育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供しているもの」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」

_____」と読み替えるものとする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子ども

育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供しているもの」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同号又は

_____ 同条第2号」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「法第19条第2号」とあるのは「特別利用保育を受ける法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び同条第2号」と読み替えるものとする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付

_____に対し特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する設置基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る満3歳以上保育認定子ども

_____及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子ども

_____の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供しているもの」と、「第19条第1号」とあるのは「第19条第2号」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども

認定子どもに対し特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する設置基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・

保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該

当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供しているもの」と、「第19条第1号」とあるのは「第19条第2号」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同条第1号又は第2号

も」と、「同号」とあるのは「同条第1号」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」

と、同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」と読み替えるものとする。

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認に当たって定めるものに限る。以下この章において同じ。）は、家庭的保育事業にあつては5人以下、小規模保育事業A型（杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年杉並区条例第27号）第27条第1号に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同条例第27条第2号に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつては6人以上19

と、「の同号」とあるのは「の同条第1号」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども及び特別利用教育を受ける同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」と読み替えるものとする。

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認に当たって定めるものに限る。以下この章において同じ。）は、家庭的保育事業にあつては5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条）に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同令第31条第1項）に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつては6人以上19

人以下、小規模保育事業C型（同条例第27条第3号に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

人以下、小規模保育事業C型（同令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業所ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等に係るものにあつては共済組合等の構成員の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上

の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 略

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども及び特定

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 略

2 特定地域型保育事業者 _____ は、
_____ は、
利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定地域型保育事業者は、前2項の規定による選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子ども _____（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子ども

3 前項の特定地域型保育事業者は、同項の規定による選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子ども（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含み、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては当該特定利用地域型保育の対象となる同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定

_____を含む。第40条第2項を除き、以下この節において同じ。) に対し自ら適切な地域型保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 略

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子ども _____に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、保育認定子ども _____の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(連携施設の確保等)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下

子ども _____を含む。第40条第2項を除き、以下この節において同じ。) に対し自ら適切な地域型保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 略

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子ども _____に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子ども _____の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(連携施設の確保等)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下

この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に提供され、及び、当該特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了後も満3歳未満保育認定子どもに対して必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、あらかじめ、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)により特定地域型保育(満3歳以上限定小規模保育を除く。)の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項第2号に規定するその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに限

この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に提供され、及び、当該特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了後も満3歳未満保育認定子どもに対して必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、あらかじめ、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限

る。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、前項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

3 居宅訪問型保育事業を行う者は、杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第38条第1号に規定する乳幼児に対する保育を提供する場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の区が指定する施設を適切に確保しなければならない。

4 略

5 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、保育認定子どもについて、連携施設若しくは他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育又は小学校における教育との円滑な接続に資するよう、保育認定子ども

る。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を提供する場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の区が指定する施設を適切に確保しなければならない。

3 略

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設若しくは他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育又は小学校における教育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育

_____に係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、小学校その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、法第30条第2項第3号に規定する区が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2～6 略

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、次に掲げる特定地域型保育事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用

認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、小学校その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者_____

_____から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、法第30条第2項第3号に規定する区が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2～6 略

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、次に掲げる特定地域型保育事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用

に当たっての留意事項（第39条第2項及び第3項の規定による選考の方法を含む。）

(8)～(11) 略

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対し適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 略

(利用定員の遵守)

第48条 略

(記録の整備)

第49条 略

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

に当たっての留意事項（第39条第2項_____の規定による選考の方法を含む。）

(8)～(11) 略

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 略

(定員_____の遵守)

第48条 略

(記録の整備)

第49条 略

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) 略

(準用)

第50条 第8条、第9条、第12条、第14条、第17条から第19条まで、第23条から第25条まで及び第27条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育及び特定地域型保育事業所について準用する。この場合において_____、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費の支給」とあるのは「地域型保育給付費（法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下同じ。）の支給」と、「施設型給付費の額」とあるのは「地域型保育給付費の額」と、同条第2項中「前条第2項」とあるのは「第43条第2項」と、「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「運営規程（第46条の規定による規程をいう。）」と、第25条中「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設

(1)～(5) 略

(準用)

第50条 第8条、第9条、第12条、第14条、第17条から第19条まで、第23条から第25条まで及び第27条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育及び特定地域型保育事業所について準用する。この場合において、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費の支給」とあるのは「地域型保育給付費（法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下同じ。）の支給」と、「施設型給付費の額」とあるのは「地域型保育給付費の額」と、同条第2項中「前条第2項」とあるのは「第43条第2項」と、「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「運営規程（第46条の規定による規程をいう。）」と、第25条中「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設

員を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども並びに特定地域型保育事業所を現に利用している教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども

（当該特定地域型保育事業者が特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども

を含む。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、抽選又は利用の申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念又は基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考するものとする。

4 略

第51条の2 特定地域型保育事業者
（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型

員を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども

（当該特定地域型保育事業者が特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る

利用定員を超える場合においては、抽選又は利用の申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念又は基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考するものとする。

4 略

保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども並びに特定地域型保育事業所を現に利用している教育認定子ども及び満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、抽選又は利用の申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念又は基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考するものとする。

4 特定地域型保育事業者が、特別利用地域型保育を提供する場合において

杉並区児童相談所設置条例を公布する。

令和8年6月12日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第25号

杉並区児童相談所設置条例

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項の規定に基づき、児童相談所を設置する。

(名称、位置及び所管区域)

第2条 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
杉並区児童相談所	杉並区阿佐谷南一丁目14番8号	杉並区の区域

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、令和8年11月1日から施行する。

杉並区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例を公布する。

令和8年6月12日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第26号

杉並区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 児童発達支援

第1節 基本方針（第5条）

第2節 人員に関する基準（第6条—第9条）

第3節 設備に関する基準（第10条・第11条）

第4節 運営に関する基準（第12条—第59条）

第5節 共生型児童発達支援に関する基準（第60条—第63条）

第6節 基準該当児童発達支援に関する基準（第64条—第70条）

第3章 放課後等デイサービス

第1節 基本方針（第71条）

第2節 人員に関する基準（第72条・第73条）

第3節 設備に関する基準（第74条）

第4節 運営に関する基準（第75条—第77条）

第5節 共生型放課後等デイサービスに関する基準（第78条）

第6節 基準該当放課後等デイサービスに関する基準（第79条—第82条）

第4章 居宅訪問型児童発達支援

第1節 基本方針（第83条）

第2節 人員に関する基準（第84条・第85条）

第3節 設備に関する基準（第86条）

第4節 運営に関する基準（第87条—第90条）

第5章 保育所等訪問支援

第1節 基本方針（第91条）

第2節 人員に関する基準（第92条・第93条）

第3節 設備に関する基準（第94条）

第4節 運営に関する基準（第95条）

第6章 多機能型事業所に関する特例（第96条—第98条）

第7章 雑則（第99条・第100条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準を定めるとともに、法第21条の5の15第3項第1号の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 指定通所支援費用基準額 法第21条の5の3第2項第1号（法第21条の5の13第2項の規定により、同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により算出した額をいう。

（2） 通所利用者負担額 法第21条の5の3第2項第2号（法第21条の5の13第2項の規定により、同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び肢体不自由児通所医療につき法第21条の5の29第2項に規定する健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢体不自由児通所医療費の額を控除して得た額の合

計額をいう。

- (3) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項（法第21条の5の13第2項の規定により、同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり区市町村が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第21条の5の29第3項の規定により通所給付決定保護者に代わり区市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者が受けることをいう。
- (4) 共生型通所支援 法第21条の5の17第1項の申請に係る法第21条の5の3第1項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。
- (5) 多機能型事業所 第5条に規定する指定児童発達支援の事業、第71条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第83条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第91条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号。以下「都指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第77条に規定する指定生活介護の事業、都指定障害福祉サービス等基準条例第140条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、都指定障害福祉サービス等基準条例第150条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、都指定障害福祉サービス等基準条例第160条に規定する指定就労移行支援の事業、都指定障害福祉サービス等基準条例第171条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び都指定障害福祉サービス等基準条例第184条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（都指定障害福祉サービス等基準条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいう。

2 前項に掲げるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（指定障害児通所支援事業者の一般原則）

第3条 指定障害児通所支援事業者は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「通所支援計画」と

いう。)を作成し、当該通所支援計画に基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、当該指定通所支援の効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

- 2 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者が行う指定通所支援を利用する障害児の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児の立場に立って指定通所支援の提供に努めなければならない。
- 3 指定障害児通所支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、区市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 4 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者が行う指定通所支援を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

（法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者）

第4条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所により行われる児童発達支援に係る指定の申請については、この限りでない。

第2章 児童発達支援

第1節 基本方針

第5条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員（杉並区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和8年杉並区条例第30号）第59条第1項第1号の児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障害児の数が10人までのもの 2人

イ 障害児の数が10人を超えるもの 2人に、障害児の数が10人を超えて5人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数

(2) 児童発達支援管理責任者（杉並区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第68条第1項第6号の児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。） 1人以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合は機能訓練担当職員（日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他ことも家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1) 医療機関等との連携により、看護職員を当該指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

(2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年

- 法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。以下同じ。)を行う場合
- (3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。以下同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。以下同じ。)を行う場合
- 3 前項の規定により、機能訓練担当職員又は看護職員(以下「機能訓練担当職員等」という。)を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たるときは、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むために必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。
- (1) 嘱託医 1人以上
 - (2) 看護職員 1人以上
 - (3) 児童指導員又は保育士 1人以上
 - (4) 機能訓練担当職員 1人以上
 - (5) 児童発達支援管理責任者 1人以上
- 5 第1項第1号及び前2項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

- 6 第1項第1号の児童指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。
- 8 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。
- 9 第1項の規定にかかわらず、保育所、家庭的保育事業所等（杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年杉並区条例第27号）第3条に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）若しくは規則で定める施設に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第7条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。

- (1) 嘱託医 1人以上
 - (2) 児童指導員及び保育士 指定児童発達支援の単位ごとに、おおむね障害児の数を4で除して得た数以上。この場合において、児童指導員及び保育士は、それぞれ1人以上とする。
 - (3) 栄養士又は管理栄養士 1人以上
 - (4) 調理員 1人以上
 - (5) 児童発達支援管理責任者 1人以上
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合は機能訓練担当職員を、日常生活及び社

会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を当該指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
 - (2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
 - (3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合
- 3 前2項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。
 - 4 第2項の規定により、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の合計数に含めることができる。
 - 5 前項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号の児童指導員及び保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。
 - 6 第1項第2号及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
 - 7 第1項（第1号を除く。）、第2項及び第4項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士又は管理栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させる

ことができる。

- 8 第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。
- 9 前2項の規定にかかわらず、保育所、家庭的保育事業所等若しくは規則で定める施設に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

(管理者)

第8条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援事業所を管理する者（以下「管理者」という。）を置かなければならない。

- 2 管理者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の管理に係る職務に従事する者でなければならない。ただし、当該指定児童発達支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定児童発達支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第9条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所のうち主たる事業所（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

- 2 従たる事業所を設置する場合には、主たる事業所の従業者及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

- 第10条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、発達支援室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。
- 2 前項に規定する発達支援室には、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。
 - 3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

- 第11条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（当該指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所及び静養室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。
 - 3 第1項に規定する設備は、規則で定める基準を満たさなければならない。
 - 4 第1項及び第2項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第2項に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設又はこれに類する施設として規則で定めるものの設備と兼ねることができる。

第4節 運営に関する基準

（管理者の責務）

- 第12条 管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。
- 2 管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（以下「児童発達支援計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。
 - 3 管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者にこの章の規定を遵守させる

ために必要な指揮命令を行わなければならない。

(児童発達支援管理責任者の責務)

第13条 児童発達支援管理責任者は、次項から第8項までに規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 第35条の規定による相談及び援助を行うこと。

(2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、当該障害児について、有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活、課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行うとともに、当該障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう当該障害児の発達を支援する上での適切な支援内容を検討しなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、当該通所給付決定保護者及び障害児に面接を行わなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当該通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討の結果に基づき、当該通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向並びに当該障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、第32条第4項に規定する領域との関連性並びに障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の観点踏まえた指定児童発達支援の具体的な内容、指定児童発達支援の提供上の留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携を当該児童発達支援計画の原案に含めるよう努めなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障

害児に対する指定児童発達支援の提供に係る当該児童発達支援管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるとともに、当該通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書により当該通所給付決定保護者及び必要に応じ障害児の同意を得なければならない。この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

- 6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付しなければならない。
- 7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、当該児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じ変更を行わなければならない。
- 8 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、定期的に当該通所給付決定保護者及び障害児に面接し、かつ、モニタリングを行い、その結果を記録しなければならない。
- 9 第2項から第6項までの規定は、第7項に規定する児童発達支援計画の変更について準用する。
- 10 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

（運営規程）

第14条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第18条第1項及び第45条第1項において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- （1）事業の目的及び運営の方針
- （2）従業者の職種、員数及び職務の内容

- (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 利用定員
 - (5) 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
 - (6) 通常の事業の実施地域（当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。第22条及び第53条第2項において同じ。）
 - (7) 指定児童発達支援の利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
 - (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (12) その他事業の運営に関する重要事項
- (勤務体制の確保等)

第15条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第16条 指定児童発達支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期

の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行わなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（利用定員）

第17条 指定児童発達支援事業所の利用定員は、規則で定める。

（内容及び手続の説明及び同意）

第18条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った通所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定により書面の交付等を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（契約支給量の報告等）

第19条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量（以下この条において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下この条において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。

- 2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約を締結したときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に遅滞なく報告しなければならない。

4 前3項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。
(提供拒否の禁止)

第20条 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第21条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について区市町村又は障害児相談支援事業を行う者（以下「障害児相談支援事業者」という。）が行う連絡調整に協力するよう努めなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第22条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認める場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第23条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の開始に際し、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定を受けた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認しなければならない。

(障害児通所給付費の支給の申請に係る援助)

第24条 指定児童発達支援事業者は、障害児通所給付費の支給の申請をしていないことにより通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給の申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第25条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービス

の利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害児通所支援事業者等との連携等)

第26条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第27条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項をその都度記録しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際し、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第28条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができる。ただし、当該金銭の用途が通所給付決定に係る障害児の便益を直接向上させるものであり、かつ、支払を求めることが適当である場合に限るものとする。

2 前項の規定により通所給付決定保護者に金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに金銭の支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、当該通所給付決定保護者に対し説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでない。

(通所利用者負担額の受領)

第29条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行う指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の支払を受けるものとする。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3 指定児童発達支援事業者は、前2項に定める場合において通所給付決定保護者から支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定児童発達支援事業者は、前3項に規定する額の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を当該額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、第3項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(通所利用者負担額に係る管理)

第30条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び他の指定通所支援の状況を確認

の上、通所利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知しなければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第31条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、第29条第2項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

(指定児童発達支援の取扱方針)

第32条 指定児童発達支援事業者は、児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、当該障害児の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

3 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。

6 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）を受けて、その改善を図らなければならない。

- (1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- (2) 従業者の勤務体制及び資質の向上のための取組の状況
- (3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況
- (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- (5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- (6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- (7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

7 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第33条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（障害児の地域社会への参加及び包摂の推進）

第34条 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョンの推進に努めなければならない。

(相談及び援助)

第35条 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(支援)

第36条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行わなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、当該障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行わなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を支援に従事させなければならない。
- 5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、当該指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による支援を受けさせてはならない。

(食事)

第37条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、障害児に食事を提供するに当たっては、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業所は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮して食事を提供しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業所は、あらかじめ作成された献立に従って食事を提供するための調理を行わなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業所は、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の

育成に努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第38条 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、必要に応じ、障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(健康管理)

第39条 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。以下この条において同じ。）は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項又は第13条第1項の健康診査をいう。以下同じ。）（以下「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断
乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 指定児童発達支援事業者は、従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払

わなければならない。

(緊急時等の対応)

第40条 指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(通所給付決定保護者に関する区市町村への通知)

第41条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正の行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しなければならない。

(定員の遵守)

第42条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員（第11条第3項に規定する規則で定める基準として定められる発達支援室の定員をいう。）を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第43条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(協力医療機関)

第44条 指定児童発達支援事業者（治療を行うものを除く。）は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該指定児童発達支援事業者との間で、障害児が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。以下同じ。）を定めなければならない。

(掲示)

第45条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(身体的拘束等の禁止)

第46条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下この条において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

(虐待等の禁止)

第47条 指定児童発達支援事業所の従業員は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生及びその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

(児童対象性暴力等の防止)

第48条 指定児童発達支援事業者は、法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉

鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認
(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講
じなければならない。

(秘密保持等)

第49条 管理者及び指定児童発達支援事業所の従業者は、正当な理由がなく、そ
の業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、管理者及び指定児童発達支援事業所の従業者であ
った者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を
漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、障害者総合支援法第29
条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供
する者等に対し、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ
文書により当該障害児又はその家族の同意を得なければならない。

(情報の提供等)

第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児が、適切かつ円滑に指定児童発達支
援を利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容につ
いて情報の提供を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする
場合は、その内容が虚偽又は誇大なものでないようしなければならない。

(利益供与等の禁止)

第51条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合
支援法第5条第19項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を
行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービ
スを行う者等又はそれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定
児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を
供与してはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行
う者等又はそれらの従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償とし
て、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情への対応)

第52条 指定児童発達支援事業者は、障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の2第1項の規定により都道府県知事又は区市町村長（以下この条において「都道府県知事等」という。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、当該都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 前項の場合において、指定児童発達支援事業者は、都道府県知事等からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんに協力するよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第53条 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関

する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第54条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに杉並区、障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

（非常災害対策）

第55条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めなければならない。

（安全計画の策定等）

第56条 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するととも

に、前項の研修及び訓練を定期的に行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第57条 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて障害児の所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(会計の区分)

第58条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第59条 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 児童発達支援計画

- (2) 第27条第1項に規定する提供した指定児童発達支援に係る記録
- (3) 第41条の規定による区市町村への通知に係る記録
- (4) 第46条第2項に規定する身体的拘束等の記録
- (5) 第52条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第54条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第5節 共生型児童発達支援に関する基準

(共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準)

第60条 児童発達支援に係る共生型通所支援（以下「共生型児童発達支援」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（都指定障害福祉サービス等基準条例第78条に規定する指定生活介護事業者をいう。以下同じ。）は、当該事業について規則で定める基準を満たさなければならない。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第61条 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者（東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第111号。以下「都指定居宅サービス等基準条例」という。）第99条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（平成25年杉並区条例第4号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）は、当該事業について規則で定める基準を満たさなければならない。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第62条 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（杉並区指定地域密着型

介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成25年杉並区条例第5号）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）は、当該事業について規則で定める基準を満たさなければならない。

（準用）

第63条 第5条、第8条、第9条及び前節（第17条を除く。）の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

第6節 基準該当児童発達支援に関する基準

（従業者の配置の基準）

第64条 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

（1） 児童指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障害児の数が10人までのもの 2人

イ 障害児の数が10人を超えるもの 2人に、障害児の数が10人を超えて5人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数

（2） 児童発達支援管理責任者 1人以上

2 前項第1号の基準該当児童発達支援の単位は、基準該当児童発達支援であって、その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

（設備及び備品等）

第65条 基準該当児童発達支援事業所は、発達支援を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項に規定する発達支援を行う場所には、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用定員)

第66条 基準該当児童発達支援事業所の利用定員は、規則で定める。

(準用)

第67条 第5条、第8条及び第4節（第17条、第29条第1項、第30条、第31条第1項、第37条、第39条、第48条及び第53条第2項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第42条中「定員（第11条第3項に規定する規則で定める基準として定められる発達支援室の定員をいう。）」とあるのは、「定員」と読み替えるものとする。

(指定生活介護事業所に関する特例)

第68条 規則で定める要件を満たす指定生活介護事業者が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援の提供を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護（都指定障害福祉サービス等基準条例第77条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）を提供する場合は、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所（都指定障害福祉サービス等基準条例第78条に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（前条（第29条第2項から第5項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定生活介護事業所については、適用しない。

(指定通所介護事業所等に関する特例)

第69条 規則で定める要件を満たす指定通所介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援の提供を受けることが困難

な障害児に対して指定通所介護（都指定居宅サービス等基準条例第98条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第59条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を提供する場合は、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所（都指定居宅サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第67条（第29条第2項から第5項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所等については、適用しない。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第70条 規則で定める要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援の提供を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第81条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第190条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項第1号ア又は第191条第1項第1号アに規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合は、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下この条において「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第67条（第29条第2項から第5項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能

型居宅介護事業所等については、適用しない。

第3章 放課後等デイサービス

第1節 基本方針

第71条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な支援を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の配置の基準）

第72条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

（1） 児童指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障害児の数が10人までのもの 2人

イ 障害児の数が10人を超えるもの 2人に、障害児の数が10人を超えて5人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数

（2） 児童発達支援管理責任者 1人以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合は機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

（1） 医療機関等との連携により、看護職員を当該指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

- (2) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
- (3) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合
- 3 前項の規定により、機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所は、次のとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むために必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。
- (1) 嘱託医 1人以上
- (2) 看護職員 1人以上
- (3) 児童指導員又は保育士 1人以上
- (4) 機能訓練担当職員 1人以上
- (5) 児童発達支援管理責任者 1人以上
- 5 第1項第1号及び前2項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第1号の児童指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなけ

ればならない。

- 8 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

(準用)

第73条 第8条及び第9条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第74条 指定放課後等デイサービス事業所は、発達支援室並びに指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

- 2 前項に規定する発達支援室には、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

- 3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第75条 指定放課後等デイサービス事業所の利用定員は、規則で定める。

(通所利用者負担額の受領)

第76条 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行う指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

- 3 指定放課後等デイサービス事業者は、前2項に定める場合において通所給付決定保護者から支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、当該通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

の額の支払を当該通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定放課後等デイサービス事業者は、前3項に規定する額の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を当該額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定放課後等デイサービス事業者は、第3項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(準用)

第77条 第12条から第16条まで、第18条から第28条まで、第30条から第36条まで、第38条、第40条から第52条まで、第53条第1項及び第54条から第59条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第28条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第76条第1項」と、第31条第2項中「第29条第2項」とあるのは「第76条第2項」と、第42条中「定員（第11条第3項に規定する規則で定める基準として定められる発達支援室の定員をいう。）」とあるのは「定員」と読み替えるものとする。

第5節 共生型放課後等デイサービスに関する基準

(準用)

第78条 第8条、第9条、第12条から第16条まで、第18条から第28条まで、第30条から第36条まで、第38条、第40条から第52条まで、第53条第1項、第54条から第62条まで、第71条及び第76条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第42条中「定員（第11条第3項に規定する規則で定める基準として定められる発達支援室の定員をいう。）」とあるのは、「定員」と読み替えるものとする。

第6節 基準該当放課後等デイサービスに関する基準

(従業者の配置の基準)

第79条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後

等デイサービス」という。)の事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員又は保育士 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障害児の数が10人までのもの 2人

イ 障害児の数が10人を超えるもの 2人に、障害児の数が10人を超えて5人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数

(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上

2 前項第1号の基準該当放課後等デイサービスの単位は、基準該当放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

(設備及び備品等)

第80条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、発達支援を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項に規定する発達支援を行う場所には、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用定員)

第81条 基準該当放課後等デイサービス事業所の利用定員は、規則で定める。

(準用)

第82条 第8条、第12条から第16条まで、第18条から第28条まで、第31条第2項、第32条から第36条まで、第38条、第40条から第47条まで、第49条から第52条まで、第53条第1項、第54条から第59条まで、第6

8条から第71条まで及び第76条（第1項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第42条中「定員（第11条第3項に規定する規則で定める基準として定められる発達支援室の定員をいう。）」とあるのは、「定員」と読み替えるものとする。

第4章 居宅訪問型児童発達支援

第1節 基本方針

第83条 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の配置の基準）

第84条 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

（1） 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数以上

（2） 児童発達支援管理責任者 1人以上

2 前項第1号の訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他の支援（以下この項において「支援」という。）を行い、並びに当該障害児の支援を行う者に対して支援に関する指導を

行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

- 3 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

第85条 第8条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。

この場合において、同条第2項ただし書中「ただし」とあるのは、「ただし、第84条第1項第1号の訪問支援員及び同項第2号の児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第86条 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

- 2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

(身分を証する書類の携行)

第87条 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者に身分を証する書類を携行させ、居宅への初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第88条 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行う指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児

童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

- 3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前2項に定める場合において通所給付決定保護者から支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第5号において同じ。）以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供した場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。
- 4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前3項に規定する額の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を当該額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第3項の交通費の額については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該交通費の額について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

（運営規程）

第89条 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 指定居宅訪問型児童発達支援の利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他事業の運営に関する重要事項

（準用）

第90条 第12条、第13条、第15条、第16条、第18条から第28条まで、

第30条、第31条、第32条（第6項及び第7項を除く。）、第33条、第35条、第36条、第38条、第40条、第41条、第43条から第52条まで、第53条第1項、第54条、第56条、第57条第1項、第58条及び第59条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第4項中「領域との関連性並びに障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の観点」とあるのは「領域との関連性」と、第28条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第88条第1項」と、第31条第2項中「第29条第2項」とあるのは「第88条第2項」と、第50条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。

第5章 保育所等訪問支援

第1節 基本方針

第91条 保育所等訪問支援に係る指定通所支援（以下「指定保育所等訪問支援」という。）の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の配置の基準）

第92条 指定保育所等訪問支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- （1） 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数以上
- （2） 児童発達支援管理責任者 1人以上

2 前項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

（準用）

第93条 第8条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、同条第2項ただし書中「ただし」とあるのは、「ただし、第92条第1項第1号の訪問支援員及び同項第2号の児童発達支援管理責任者を併せて

兼ねる場合を除き」と読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

(準用)

第94条 第86条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(準用)

第95条 第12条、第13条、第15条、第16条、第18条から第28条まで、第30条、第31条、第32条(第4項を除く。)、第34条から第36条まで、第38条、第40条、第41条、第43条、第45条から第52条まで、第53条第1項、第54条、第56条、第57条第1項、第58条、第59条及び第87条から第89条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第4項中「第32条第4項に規定する領域との関連性並びに障害児」とあるのは「障害児」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設(以下「訪問先施設」という。)の担当者等」と、第18条第1項中「運営規程」とあるのは「第95条において準用する第89条に規定する重要事項に関する運営規程」と、第28条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第95条において準用する第88条第1項」と、第31条第2項中「第29条第2項」とあるのは「第95条において準用する第88条第2項」と、第32条第6項中「を受けて」とあるのは「及び訪問先施設による評価(以下「訪問先施設評価」という。)を受けて」と、同項第5号中「その保護者」とあるのは「その保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に」とあるのは「保護者及び訪問先施設に」と、第45条第1項中「勤務体制、協力医療機関」とあるのは「勤務体制」と、第50条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第87条中「居室への」とあるのは「施設への」と読み替えるものとする。

第6章 多機能型事業所に関する特例

(従業者の配置の基準に関する特例)

第96条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第6条第1項から第3項まで及び第5項、第7条（第4項、第5項及び第9項を除く。）、第72条第1項から第3項まで及び第5項、第84条第1項並びに第92条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「前2項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援」とあるのは「第3項の指定通所支援の単位は、指定通所支援」と、第7条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第6項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第7項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第8項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第72条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「前2項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービス」とあるのは「第3項の指定通所支援の単位は、指定通所支援」と、第84条第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第92条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）が当該多機能型事業所に置くべき常勤の従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）については、第6

条第6項及び第72条第6項の規定にかかわらず、1人以上とすることができる。

(設備に関する特例)

第97条 多機能型事業所は、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、当該多機能型事業所において、その設備を、それぞれ兼用することができる。

(利用定員に関する特例)

第98条 多機能型事業所の利用定員は、規則で定める。

第7章 雑則

(電磁的記録等)

第99条 指定障害児通所支援事業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第19条第1項（第63条、第67条、第77条、第78条、第82条、第90条及び第95条において準用する場合を含む。）、第23条（第63条、第67条、第77条、第78条、第82条、第90条及び第95条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(委任)

第100条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年11月1日から施行する。ただし、第48条、第63条（第48条を準用する部分に限る。）、第67条（第48条を除く部分に限る。）、第77条（第48条を準用する部分に限る。）、第78条（第48条を準用する部分に限る。）、第90条（第48条を準用する部分に限る。）及び第95条（第48条を準用する部分に限る。）の規定は、同年12月25日から施行する。。

杉並区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例を公布する。

令和8年6月12日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第27号

杉並区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 指定福祉型障害児入所施設

第1節 人員に関する基準（第5条）

第2節 設備に関する基準（第6条）

第3節 運営に関する基準（第7条—第54条）

第3章 指定医療型障害児入所施設

第1節 人員に関する基準（第55条）

第2節 設備に関する基準（第56条）

第3節 運営に関する基準（第57条—第60条）

第4章 雑則（第61条・第62条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準を定めるとともに、法第24条の9第3項において準用する法第21条の5の15第3項第1号の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると

ころによる。

- (1) 指定福祉型障害児入所施設 指定障害児入所施設のうち法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設であるものをいう。
 - (2) 指定医療型障害児入所施設 指定障害児入所施設のうち法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設であるものをいう。
 - (3) 指定入所支援費用基準額 法第24条の2第2項第1号（法第24条の24第3項の規定により、同条第1項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により算出した額をいう。
 - (4) 入所利用者負担額 法第24条の2第2項第2号（法第24条の24第3項の規定により、同条第1項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び障害児入所医療につき法第24条の20第2項各号に規定する健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該障害児入所医療につき支給された障害児入所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。
 - (5) 法定代理受領 法第24条の3第8項（法第24条の7第2項において準用する場合及び法第24条の24第3項の規定により同条第1項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。次条第3項を除き、以下同じ。）が支払う指定入所支援に要した費用の額又は法第24条の20第3項（法第24条の24第3項の規定により、同条第1項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う指定入所医療に要した費用の額の一部を指定障害児入所施設が受けることをいう。
- 2 前項に掲げるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（指定障害児入所施設の一般原則）

第3条 指定障害児入所施設は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「入所支援計画」という。）並びに障害児（15歳以上の障害児に限る。）が障害者の日常生活及び社

会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（以下「移行支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、当該指定入所支援の効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

- 2 指定障害児入所施設は、当該指定障害児入所施設を利用する障害児の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児の立場に立って指定入所支援の提供に努めなければならない。
- 3 指定障害児入所施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 指定障害児入所施設は、当該指定障害児入所施設を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

（法第24条の9第3項において準用する法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者）

第4条 法第24条の9第3項において準用する法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。

第2章 指定福祉型障害児入所施設

第1節 人員に関する基準

第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第4号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。

- (1) 嘱託医 1人以上
 - (2) 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。） ア又はイに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
ア 主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童（以下「自閉症児」という。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を20で除して得た数以上
イ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1人以上
 - (3) 児童指導員（杉並区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和8年杉並区条例第30号）第59条第1項第1号の児童指導員をいう。以下同じ。）及び保育士 アからウまでに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数。この場合において、児童指導員及び保育士は、それぞれ1人以上とする。
ア 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を4で除して得た数以上（30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該数に1を加えた数以上）
イ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）又はろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）（以下「盲ろうあ児」という。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を4で除して得た数以上（35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該数に1を加えた数以上）
ウ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上
 - (4) 栄養士又は管理栄養士 1人以上
 - (5) 調理員 1人以上
 - (6) 児童発達支援管理責任者（杉並区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第68条第1項第6号の児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。） 1人以上
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定福祉型障害児入所施設は、自閉症児を入

所させるものである場合は医師を、心理支援を行う必要があると認められる障害児5人以上に心理支援を行う場合は心理担当職員を、職業指導を行う場合は職業指導員を、それぞれ置かなければならない。

- 3 前項に規定する心理担当職員は、大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいう。）（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業し、若しくは大学院（同法第97条に規定する大学院をいう。）において、心理学を専修する研究科若しくはこれに相当する課程を修了した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 4 第1項各号（第1号を除く。）及び第2項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第4号の栄養士又は管理栄養士及び同項第5号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第2節 設備に関する基準

第6条 指定福祉型障害児入所施設は、居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けなければならない。ただし、30人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設は、主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、主として盲ろうあ児を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。

- 2 次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する設備のほか、当該指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。
 - (1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 入所している障害児の年齢、適性等に応じた職業指導に必要な設備（以下この項において「職業指導に必要な設備」という。）
 - (2) 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊

表示等身体の機能の不自由を助ける設備

(3) 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備

(4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 支援室、屋外遊戯場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

3 第1項の居室は、規則で定める基準を満たさなければならない。

4 主として盲児又は主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設は、階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

5 第1項及び第2項各号に規定する設備は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、当該設備（居室を除く。）については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。

第3節 運営に関する基準

(管理者による管理等)

第7条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設を管理する者（以下「管理者」という。）を置かなければならない。

2 管理者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の管理に係る職務に従事する者でなければならない。ただし、当該指定福祉型障害児入所施設の管理上支障がない場合は、当該指定福祉型障害児入所施設の他の職務に従事し、又は当該指定福祉型障害児入所施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

3 管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

4 管理者は、児童発達支援管理責任者に入所支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

5 管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

6 管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

(児童発達支援管理責任者の責務)

第8条 児童発達支援管理責任者は、次項から第8項まで及び第10項から第12項までに規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 第28条の規定による検討及び必要な援助並びに第29条の規定による相談及び援助を行うこと。

(2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

- 2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、当該障害児について、有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活、課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行うとともに、当該障害児の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう当該障害児の発達を支援する上での適切な支援内容を検討しなければならない。
- 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、当該入所給付決定保護者及び障害児に面接を行わなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当該入所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討の結果に基づき、当該入所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向並びに当該障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定入所支援の具体的な内容、提供上の留意事項その他必要な事項を記載した入所支援計画の原案を作成しなければならない。
- 5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定入所支援の提供に係る当該児童発達支援管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるとともに、当該入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該入所支援計画について説明し、文書により当該入所給付決定保護者及び必要に応じ障害児の同意を得なければならない。この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信

機器を活用して行うことができるものとする。

- 6 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画を作成した際には、当該入所支援計画を入所給付決定保護者に交付しなければならない。
- 7 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成後、当該入所支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、入所支援計画の見直しを行い、必要に応じ変更を行わなければならない。
- 8 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、定期的に当該入所給付決定保護者及び障害児に面接し、かつ、モニタリングを行い、その結果を記録しなければならない。
- 9 第2項から第6項までの規定は、第7項に規定する入所支援計画の変更について準用する。
- 10 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容を検討しなければならない。
- 11 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。
- 12 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。
- 13 第3項、第5項及び第6項の規定は、第10項に規定する移行支援計画の作

成について準用する。

14 第3項、第5項、第6項、第8項、第10項及び第11項の規定は、第12項に規定する移行支援計画の変更について準用する。

15 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

(運営規程)

第9条 指定福祉型障害児入所施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 指定入所支援の内容並びに入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 主として入所させる障害児の障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第10条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対し、適切な指定入所支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者によって指定入所支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、

職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第11条 指定福祉型障害児入所施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第12条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者が指定入所支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った入所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定入所支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定により書面の交付等を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(提供拒否の禁止)

第13条 指定福祉型障害児入所施設は、正当な理由がなく、指定入所支援の提供を拒んではならない。

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第14条 指定福祉型障害児入所施設は、法第24条の19第2項の規定により指定入所支援の利用について都道府県が行うあつせん、調整及び要請に対し、でき

る限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第15条 指定福祉型障害児入所施設は、利用申込者に係る障害児が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定入所支援を提供することが困難であると認める場合は、適当な病院又は診療所の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第16条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の開始に際し、入所給付決定保護者の提示する入所受給者証によって、入所給付決定の有無、給付決定期間等を確認しなければならない。

(障害児入所給付費の支給の申請に係る援助)

第17条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児入所給付費の支給の申請をしていないことにより入所給付決定を受けていない者から入所の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、給付決定期間の終了に伴う障害児入所給付費の支給の申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第18条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(居住地の変更が見込まれる者への対応)

第19条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者の居住地の変更が見込まれる場合においては、速やかにその旨を都道府県に連絡しなければならない。

(入退所の記録の記載等)

第20条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の入所又は退所に際しては、当該指定福祉型障害児入所施設の名称、入所又は退所の日その他の必要な事項（次項において「入所受給者証記載事項」という。）を、入所給付決定保護者の入所受

給者証に記載しなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、入所受給者証記載事項を遅滞なく都道府県に報告しなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、入所している障害児の数の変動が見込まれる場合においては、速やかに杉並区（以下「区」という。）及び都道府県（区を除く。）に報告しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第21条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、当該指定入所支援の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定による記録に際し、入所給付決定保護者から指定入所支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

（入所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等）

第22条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができる。ただし、当該金銭の使途が入所給付決定に係る障害児の便益を直接向上させるものであり、かつ、支払を求めることが適当である場合に限るものとする。

- 2 前項の規定により入所給付決定保護者に金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに金銭の支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、当該入所給付決定保護者に対し説明を行い、当該入所給付決定保護者の同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでない。

（入所利用者負担額の受領）

第23条 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領を行う指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、前2項に定める場合において入所給付決定保護

者から支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を入所給付決定保護者から受けることができる。

- 4 指定福祉型障害児入所施設は、前3項に規定する額の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を当該額を支払った入所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 5 指定福祉型障害児入所施設は、第3項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該入所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(入所利用者負担額に係る管理)

第24条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定福祉型障害児入所施設が提供する指定入所支援及び他の指定障害児入所施設等が提供する指定入所支援を受けたときは、これらの指定入所支援に係る入所利用者負担額の合計額（以下この条において「入所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定福祉型障害児入所施設は、これらの指定入所支援の状況を確認の上、入所利用者負担額合計額を都道府県に報告するとともに、当該入所給付決定保護者及び他の指定入所支援を提供した指定障害児入所施設等に通知しなければならない。

(障害児入所給付費等の額に係る通知等)

第25条 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費の額を通知しなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、第23条第2項の法定代理受領を行わない指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額の支払を受けた場合は、その提供した指定入所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第26条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の設置者

が障害児に係るこども家庭庁長官が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を規則で定めるところにより管理しなければならない。

（指定入所支援の取扱方針）

第27条 指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画及び移行支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、当該障害児の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、指定入所支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

5 指定福祉型障害児入所施設は、提供する指定入所支援の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。

（検討等）

第28条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、その心身の状況等に照らし、指定通所支援、障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、当該入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行わなければならない。

（相談及び援助）

第29条 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(支援)

第30条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行わなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の適性に応じ、当該障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行わなければならない。
- 4 指定福祉型障害児入所施設は、常時1人以上の従業者を支援に従事させなければならない。
- 5 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対し、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による支援を受けさせてはならない。

(食事)

第31条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に食事を提供するに当たっては、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含むものであるなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮して食事を提供しなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、あらかじめ作成された献立に従って食事を提供するための調理を行わなければならない。
- 4 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第32条 指定福祉型障害児入所施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、必要に応じ、障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該障害児又はその家族が行うことが困難である場合は、入所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児又はその家族に代わってこれを行わなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の家族との連携を図るとともに、障害児とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(健康管理)

第33条 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、入所した障害児に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項又は第13条第1項の健康診査をいう。以下同じ。）（以下「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、当該指定福祉型障害児入所施設は、当該健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の入所前の健康診断	入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断
乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	入所した障害児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

- 3 指定福祉型障害児入所施設の従業者の健康診断に当たっては、入所している者の食事を調理する者につき、特に綿密な注意を払わなければならない。

(緊急時等の対応)

第34条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、現に指定入所支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(障害児の入院期間中の取扱い)

第35条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、当該障害児及び当該障害児に係る入所給付決定保護者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、当該障害児が退院後再び当該指定福祉型障害児入所施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

(入所給付決定保護者に関する都道府県への通知)

第36条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を受けている障害児に係る入所給付決定保護者が偽りその他不正の行為によって障害児入所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を都道府県に通知しなければならない。

(定員の遵守)

第37条 指定福祉型障害児入所施設は、入所定員及び居室の定員（第6条第3項に規定する規則で定める基準として定められる居室の定員をいう。）を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第38条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の希望等を勘案し、適切な方法により、障害児を入浴させ、又は清しきしなければならない。

(協力医療機関等)

第39条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該指定福祉型障害児入所施設との間で、障害児が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。以下同じ。）を定めなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定福祉型障害児入所施設との間で、障害児が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。次条において同じ。）を定めるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

(掲示)

第40条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する事項を記載した書面を指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(身体的拘束等の禁止)

第41条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除

き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下この条において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

（虐待等の禁止）

第42条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生及びその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

（児童対象性暴力等の防止）

第43条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、法第24条の11第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（秘密保持等）

第44条 管理者及び指定福祉型障害児入所施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、管理者及び指定福祉型障害児入所施設の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、指定障害児通所支援事業者、障害者総合支援法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対し、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得なければならない。

(情報の提供等)

第45条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設に入所しようとする障害児が、適切かつ円滑に入所できるように、当該指定福祉型障害児入所施設が実施する事業の内容について情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものでないようしなければならない。

(利益供与等の禁止)

第46条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者総合支援法第5条第19項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情への対応)

第47条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、提供した指定入所支援に関し、法第24条の15第1項の規定により都道府県知事（指定都市にあつては当該指定都市の市長、

児童相談所設置市にあっては当該児童相談所設置市の長。以下この条において同じ。)が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定福祉型障害児入所施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、当該都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 前項の場合において、指定福祉型障害児入所施設は、都道府県知事からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。
- 5 指定福祉型障害児入所施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんに協力するよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第48条 指定福祉型障害児入所施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第49条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに区、障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(非常災害対策)

第50条 指定福祉型障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めなければならない。

(安全計画の策定等)

第51条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第52条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

(会計の区分)

第53条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第54条 指定福祉型障害児入所施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 入所支援計画及び移行支援計画
- (2) 第21条第1項に規定する提供した指定入所支援に係る記録
- (3) 第36条の規定による都道府県への通知に係る記録
- (4) 第41条第2項に規定する身体的拘束等の記録
- (5) 第47条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第49条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第3章 指定医療型障害児入所施設

第1節 人員に関する基準

第55条 指定医療型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要な従業者
同法に規定する病院として必要な数以上
- (2) 児童指導員及び保育士 ア又はイに掲げる指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数。この場合において、児童指導員及び保育士は、それぞれ1人以上とする。
ア 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 おおむね障害児の数を6.7で除して得た数以上
イ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 おおむね障害児である乳幼児の数を10で除して得た数及びおおむね障害児である少年の数を20で除して得た数の合計数以上
- (3) 心理支援を担当する職員（主として重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。） 1人以上
- (4) 理学療法士又は作業療法士（主として肢体不自由のある児童又は主として重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。） 1人以上
- (5) 児童発達支援管理責任者 1人以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型障害児入所施設（主として肢体不自由のある児童を入所させるものに限る。）は、職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

- 3 第1項各号に掲げる従業者は、専ら当該指定医療型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。
- 4 指定医療型障害児入所施設が、指定療養介護事業者（東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号。以下「都指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第50条第1項に規定する指定療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援と指定療養介護（都指定障害福祉サービス等基準条例第49条に規定する指定療養介護をいう。以下同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合は、都指定障害福祉サービス等基準条例第50条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなす。

第2節 設備に関する基準

第56条 指定医療型障害児入所施設は、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 医療法に規定する病院として必要な設備
 - (2) 支援室
 - (3) 浴室
- 2 次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設にあつては、前項各号に掲げる設備のほか、当該指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。ただし、第2号の義肢装具を製作する設備にあつては、他に適当な設備がある場合は、この限りでない。
- (1) 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 静養室
 - (2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設
屋外遊戯場、ギブス室、特殊手工芸等の作業の支援に必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備
- 3 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設は、階段の傾斜を緩やかにしなければならない。
- 4 第1項各号及び第2項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型障害児入所施

設が提供する指定入所支援の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第2号及び第3号並びに第2項各号に掲げる設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。

- 5 指定医療型障害児入所施設が、指定療養介護事業者の指定を受け、かつ、指定入所支援と指定療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合は、都指定障害福祉サービス等基準条例第52条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に定める基準を満たしているものとみなす。

第3節 運営に関する基準

(入所利用者負担額の受領)

第57条 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領を行う指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から、次に掲げる額の支払を受けるものとする。

(1) 当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額

(2) 当該障害児入所支援のうち障害児入所医療に係るものにつき法第24条の20第2項各号に規定する健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

- 3 指定医療型障害児入所施設は、前2項に定める場合において入所給付決定保護者から支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を入所給付決定保護者から受けることができる。

- 4 指定医療型障害児入所施設は、前3項に規定する額の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を当該額を支払った入所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

- 5 指定医療型障害児入所施設は、第3項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容

及び費用について説明を行い、当該入所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(障害児入所給付費の額に係る通知等)

第58条 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費又は障害児入所医療費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費及び障害児入所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定医療型障害児入所施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定入所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

(協力歯科医療機関)

第59条 指定医療型障害児入所施設（主として自閉症児を受け入れるものを除く。）は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定医療型障害児入所施設との間で、障害児が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めるよう努めなければならない。

(準用)

第60条 第7条から第22条まで、第24条、第26条から第38条まで、第40条から第44条まで、第45条第1項、第46条から第52条まで及び第54条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第57条第1項」と、第34条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第36条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第37条中「定員（第6条第3項に規定する規則で定める基準として定められる居室の定員をいう。）」とあるのは「定員」と、第40条第1項中「協力医療機関及び協力歯科医療機関」とあるのは「第59条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第61条 指定障害児入所施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第16条（前条において準用する場合を含む。）、第20条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害児入所施設及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方が障害児又は入所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（委任）

第62条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年11月1日から施行する。ただし、第43条及び第60条（第43条を準用する部分に限る。）の規定は、同年12月25日から施行する。

杉並区小児慢性特定疾病審査会条例を公布する。

令和8年6月12日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第28号

杉並区小児慢性特定疾病審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の4第1項の規定に基づき設置する杉並区小児慢性特定疾病審査会（以下「審査会」という。）に関し、同法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員6人以内をもって組織する。

(招集)

第3条 審査会は、会長が招集する。

(会議)

第4条 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
2 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の非公開)

第5条 審査会の会議は、非公開とする。

(委員以外の者の出席等)

第6条 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年11月1日から施行する。
- 2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中

	杉並区いじめ問題調査委員会	杉並区いじめの防止等に関する条例（令和7年杉並区条例第14号）第29条第3項に規定する調査を行う場合	日額 23,000円
		前記以外の調査等を行う場合	会長日額 21,000円 委員日額 18,500円

を

	杉並区いじめ問題調査委員会	杉並区いじめの防止等に関する条例（令和7年杉並区条例第14号）第29条第3項に規定する調査を行う場合	日額 23,000円
		前記以外の調査等を行う場合	会長日額 21,000円 委員日額 18,500円
	杉並区小児慢性特定疾病審査会	会長日額 21,000円 委員日額 18,500円	

に改める。

杉並区児童福祉審議会条例を公布する。

令和8年6月12日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第29号

杉並区児童福祉審議会条例

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき、区長の附属機関として、杉並区児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、法令（条例を含む。）に定めがあるもののほか、区長が必要と認める事項について、調査審議等をするものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができる者であつて、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験者であるもののうちから、区長が委嘱する。

3 審議会に、特別の事項について調査審議等をさせるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、前項の事項に関し公正な判断をすることができる者であつて、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験者であるもののうちから、区長が委嘱する。

(委員等の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項の調査審議等の期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に、委員の互選による委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(部会)

第8条 審議会に、特定の事項について調査審議等をするため、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、第3条第1項に規定する委員及び同条第3項に規定する臨時委員(以下「委員等」という。)のうちから、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会の委員の互選によりこれを定める。

4 部会の会議は、非公開とする。ただし、部会の議決があったときは、公開とすることができる。

5 審議会は、その議決により部会の議決を審議会の議決とすることができる。

6 第6条の規定は、部会について準用する。

(委員等以外の者の出席等)

第9条 審議会及び部会は、調査審議等のため必要があると認めるときは、委員等以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員等以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委員等の除斥)

第10条 委員等は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事項又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、審議会又は部会の同意があったときは、当該議事に係る会議に出席し、発言することができる。

(守秘義務)

第11条 委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- この条例は、令和8年11月1日から施行する。
- 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中

教育委員会	杉並区文化財保護審議会	会長日額 17,500円 委員日額 15,000円
-------	-------------	------------------------------

を

杉並区児童福祉審議会	委員長日額及び部会長日額 21,000円 委員日額 18,500円	
教育委員会	杉並区文化財保護審議会	会長日額 17,500円 委員日額 15,000円

に改める。

- 杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年杉並区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」を「杉並区児童福祉審議会」に改める。

- 杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年杉並区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」を「杉並区児童福祉審議会」に改める。

5 杉並区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」を「杉並区児童福祉審議会」に改める。

杉並区児童福祉審議会条例新旧対照表（抄）

附則第3項による改正（杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（最低基準の向上）</p> <p>第4条 区長は、<u>杉並区児童福祉審議会</u>の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>（最低基準の向上）</p> <p>第4条 区長は、<u>児童の保護者その他児童福祉に係る当事者</u>の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。</p> <p>2 略</p>

附則第4項による改正（杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（最低基準の向上）</p> <p>第4条 区長は、<u>杉並区児童福祉審議会</u>の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>（最低基準の向上）</p> <p>第4条 区長は、<u>児童の保護者その他児童福祉に係る当事者</u>の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。</p> <p>2 略</p>

附則第5項による改正（杉並区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(最低基準の向上)</p> <p>第4条 区長は、<u>杉並区児童福祉審議会</u>の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(最低基準の向上)</p> <p>第4条 区長は、<u>児童の保護者その他児童福祉に係る当事者</u>の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。</p> <p>2 略</p>

杉並区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例を公布する。

令和8年6月12日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第30号

杉並区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第26条）
- 第2章 助産施設（第27条—第30条）
- 第3章 乳児院（第31条—第38条）
- 第4章 母子生活支援施設（第39条—第46条）
- 第5章 保育所（第47条—第53条）
- 第6章 児童厚生施設（第54条—第57条）
- 第7章 児童養護施設（第58条—第66条）
- 第8章 福祉型障害児入所施設（第67条—第74条）
- 第9章 医療型障害児入所施設（第75条—第77条）
- 第10章 児童発達支援センター（第78条—第82条）
- 第11章 児童心理治療施設（第83条—第89条）
- 第12章 児童自立支援施設（第90条—第99条）
- 第13章 児童家庭支援センター（第100条—第102条）
- 第14章 里親支援センター（第103条—第108条）
- 第15章 雑則（第109条・第110条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(最低基準の目的)

第3条 最低基準は、児童福祉施設の入所者が、明るく衛生的な環境において、栄養があり、適切な訓練を受けた職員の指導又は支援により、心身ともに健やかに、かつ、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 区長は、杉並区児童福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 杉並区（以下「区」という。）は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

(児童福祉施設の責務)

第5条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設は、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(児童福祉施設の一般原則)

第6条 児童福祉施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気その他の入所者の保健衛生及び入所者に対する危害防止に十分に考慮して設けられなければならない。

(非常災害対策)

第7条 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター（以下「障害児入所施設等」という。）を除く。）は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、不断の注意を払い、及び訓練を行うよう努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

第8条 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、並びにこれらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難訓練及び消火訓練にあつては毎月1回、救出訓練その他必要な訓練にあつては定期的に、これを行わなければならない。

3 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めなければならない。

(安全計画の策定等)

第9条 児童福祉施設（助産施設、児童遊園、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に行わなければならない。

3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関してその保護者との連携が図られるよう、当該保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第10条 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて児童の所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(職員の一般的要件)

第11条 入所者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備えるとともに、児童福祉事業に熱意を有し、かつ、その理論及び実務について訓練を受けた者とする。

(職員の知識及び技能の向上等)

第12条 児童福祉施設の職員は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設と併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第13条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ、当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員と兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員につい

ては、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

(入所者を平等に取り扱う原則)

第14条 児童福祉施設は、入所者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第15条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第16条 児童福祉施設（障害児入所施設等を除く。以下この条において同じ。）は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第17条 障害児入所施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行わなければならない。

3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(児童対象性暴力等の防止)

第18条 児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く。）、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）の設置者

は、法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（衛生管理等）

第19条 児童福祉施設は、入所者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設（障害児入所施設等を除く。）は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

4 児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）は、入所者の希望等を勘案し、清潔を維持できるよう入浴させ、又は清しきしなければならない。

5 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第20条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）は、入所者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第13条第1項の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 児童福祉施設は、入所者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

ない。

- 3 児童福祉施設は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮して食事を提供しなければならない。
- 4 児童福祉施設は、あらかじめ作成された献立に従って入所者に食事を提供するための調理を行わなければならない。ただし、少数の入所者を対象として家庭的環境の下で調理するときは、この限りでない。
- 5 児童福祉施設は、入所者の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所者及び職員の健康診断)

第21条 児童福祉施設（児童厚生施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。次項及び第3項において同じ。）の長は、入所者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項及び第13条第1項の健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、当該健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断
乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所者の健康を記録する表に記録するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、入所者の食事を調理する者につき、特に綿密な注意を払わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第22条 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係ることも家庭庁長官が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を規則で定めるところにより管理しなければならない。

(運営規程)

第23条 児童福祉施設（保育所を除く。）は、入所者の援助に関する事項その他施設の管理に関する重要事項について、規程を定めておかななければならない。

2 保育所は、次に掲げる施設の運営に関する重要事項について、規程を定めておかななければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 提供する保育の内容

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

(4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

(5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6) 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員

(7) 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他保育所の運営に関する重要事項

(帳簿の整備)

第24条 児童福祉施設は、職員、財産、収支及び入所者の処遇の状況を明らかにした帳簿を整備しなければならない。

(秘密保持等)

第25条 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第26条 児童福祉施設は、その行った援助に関する入所者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって、当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。

3 児童福祉施設は、その行った援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置について、都道府県又は区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 児童福祉施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査に協力するよう努めなければならない。

第2章 助産施設

(種類)

第27条 助産施設は、第一種助産施設（医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所であるものをいう。以下同じ。）及び第二種助産施設

(同法に規定する助産所であるものをいう。以下同じ。)とする。

(入所させる妊産婦)

第28条 助産施設には、法第22条第1項に規定する妊産婦を入所させて、なお余裕のある場合に限り、その他の妊産婦を入所させることができる。

(第二種助産施設の職員)

第29条 第二種助産施設には、医療法に規定する職員のほか、1人以上の専任又は嘱託の助産師を置かなければならない。

2 第二種助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

(第二種助産施設と異常分べん)

第30条 第二種助産施設に入所した妊婦が、産科手術を必要とする異常分べんをするおそれのある場合は、第二種助産施設の長は、速やかに当該妊婦を第一種助産施設その他適当な病院又は診療所に入所させ、又は入院させる手続をとらなければならない。ただし、応急の処置を要するときは、この限りでない。

第3章 乳児院

(設備の基準)

第31条 乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳幼児10人以上を入所させる乳児院は、寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- (2) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院は、乳幼児の養育のための専用の室及び相談室を設けること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

(職員)

第32条 乳幼児10人以上を入所させる乳児院は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

- (1) 医師又は嘱託医(小児科の診療に相当の経験を有する者に限る。)
- (2) 看護師
- (3) 個別対応職員

- (4) 家庭支援専門相談員
 - (5) 栄養士又は管理栄養士
 - (6) 調理員
- 2 乳幼児10人未満を入所させる乳児院は、次に掲げる職員を置かなければならない。
- (1) 嘱託医
 - (2) 看護師
 - (3) 家庭支援専門相談員
 - (4) 調理員又はこれに代わる者
- 3 家庭支援専門相談員は、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 4 乳児院は、心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者（合計して10人以上となる場合に限る。）に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。
- 5 心理療法担当職員は、大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいう。この項及び第84条第3項を除き、以下同じ。）（短期大学を除く。）又は大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）第1条に規定する大学をいう。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業し、若しくは大学院（同法第97条に規定する大学院をいう。以下同じ。）において、心理学を専修する研究科若しくはこれに相当する課程を修了した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 6 乳幼児10人以上を入所させる乳児院において、看護師の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上としなければならない。ただし、7人を下回らないものとする。
- (1) 乳児及び満2歳に満たない幼児 おおむね1.6人につき1人
 - (2) 満2歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね2人につき1人
 - (3) 満3歳以上の幼児 おおむね4人につき1人
- 7 前項の看護師は、保育士又は児童指導員をもって代えることができる。ただし、

乳幼児の数が10人の場合にあつては2人以上、乳幼児の数が10人を超える場合にあつてはおおむね10人ごとに1人以上の看護師を置かなければならない。

8 前項に規定する保育士のほか、乳幼児20人以下を入所させる乳児院は、1人以上の保育士を置かなければならない。

9 乳幼児10人未満を入所させる乳児院において、看護師の数は、7人以上とする。

10 前項の看護師は、保育士又は児童指導員をもって代えることができる。ただし、1人以上の看護師を置かなければならない。

(乳児院の長の資格等)

第33条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 医師(小児保健に関して学識経験を有する者に限る。)

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー(以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。)の資格を有する者

(4) 乳児院の職員として3年以上勤務した者

(5) 区長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める基準を満たすもの

2 乳児院の長は、2年に1回以上、こども家庭庁長官が指定する者が行う資質の向上のための研修を受講するものとする。

(養育)

第34条 乳児院における養育は、規則で定めるところにより、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資するものでなければならない。

2 乳児院は、入所している乳幼児の家庭環境の調整を、当該乳幼児の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

(乳児の観察)

第35条 乳幼児10人以上を入所させる乳児院においては、乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が適当と認めた期間、当該乳児を観察室に入室させ、心身の状況を観察しなければならない。

(自立支援計画の策定)

第36条 乳児院の長は、第34条の目的を達成するため、入所している個々の乳幼児について、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、当該乳幼児の意見又は意向、乳幼児やその家庭の状況等を勘案し、自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第37条 乳児院は、自らその行う法第37条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第38条 乳児院の長は、入所している乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たっては、常に児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、保健所、区市町村保健センターその他の関係機関と連携を図らなければならない。

第4章 母子生活支援施設

(設備の基準)

第39条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 母子室、相談室及び集会、学習等を行う室を設けること。
- (2) 乳幼児を入所させる母子生活支援施設は、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等の理由により必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。
- (3) 乳幼児30人未満を入所させる母子生活支援施設にあつては静養室を、乳幼児30人以上を入所させる母子生活支援施設にあつては医務室及び静養室を設けること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

(職員)

第40条 母子生活支援施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。

(1) 母子支援員（母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。
以下同じ。）

(2) 嘱託医

(3) 少年を指導する職員

(4) 調理員又はこれに代わる者

2 母子生活支援施設は、心理療法を行う必要があると認められる母子（合計して10人以上となる場合に限る。）に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。この場合において、心理療法担当職員の資格については、第32条第5項の規定を準用する。

3 母子生活支援施設は、配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合は、個別対応職員を置かなければならない。

4 母子支援員の数は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 母子10世帯以上20世帯未満を入所させる母子生活支援施設は、2人以上とすること。

(2) 母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設は、3人以上とすること。

5 少年を指導する職員の数は、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては、2人以上としなければならない。

(母子生活支援施設の長の資格等)

第41条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得するための研修を受講した者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 医師（精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者に限る。）

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(4) 母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者

(5) 区長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、

規則で定める基準を満たすもの

- 2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、こども家庭庁長官が指定する者が行う資質の向上のための研修を受講するものとする。

(母子支援員の資格)

第42条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第55条第2項第1号及び第61条第1号において同じ。）
- (2) 保育士の資格を有する者
- (3) 社会福祉士の資格を有する者
- (4) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (5) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
- (6) 高等学校（学校教育法第1条に規定する高等学校をいう。以下同じ。）、中等教育学校（同条に規定する中等教育学校をいう。以下同じ。）若しくは中学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）第1条に規定する中学校をいう。以下同じ。）を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(生活支援)

第43条 母子生活支援施設における生活支援は、母子が共に入所する施設の特性を生かしつつ、入所中の母子の自立の促進を目的とし、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、当該母子の家庭生活及び就業の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整その他の支援により行わなければならない。

(自立支援計画の策定及び業務の質の評価等)

第44条 母子生活支援施設における自立支援計画の策定及び業務の質の評価等については、第36条及び第37条の規定を準用する。この場合において、第36

条中「第34条」とあるのは「第43条」と、「乳幼児」とあるのは「母子」と、第37条中「第37条」とあるのは「第38条」と読み替えるものとする。

(保育所に準ずる設備等)

第45条 第39条第2号の規定により、母子生活支援施設に保育所の設備に準ずる設備を設ける場合は、次章（第49条第2項から第4項までを除く。）の規定を準用する。この場合において、保育士の数は、乳幼児おおむね30人につき1人以上としなければならない。ただし、1人を下回ってはならない。

(関係機関との連携)

第46条 母子生活支援施設の長は、入所している母子の保護及び生活支援に当たっては、常に福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、女性相談支援センターその他の関係機関と連携を図らなければならない。

第5章 保育所

(設備の基準)

第47条 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室は、保育に必要な用具を備えること。
- (3) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

2 満2歳以上の幼児を入所させる保育所は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。第3号において同じ。） 、医務室、調理室及び便所を設けること。
- (2) 保育室又は遊戯室は、保育に必要な用具を備えること。
- (3) 満2歳以上の幼児1人につき、保育室又は遊戯室の面積にあつては1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積にあつては3.3平方メートル以上と

すること。

- 3 保育所は、乳児室若しくはほふく室又は保育室若しくは遊戯室を2階以上に設ける場合は、規則で定める基準を満たさなければならない。

(食事の提供の特例)

第48条 第20条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する保育所は、当該保育所に入所している満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。ただし、当該保育所で行うべき調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- (1) 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等において、業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該保育所又は他の施設、保健所、区等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われていること。
- (3) 調理業務の受託者が、当該保育所における食事の提供の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等を考慮して調理業務を適切に遂行できる能力を有していること。
- (4) 調理業務の受託者が、幼児の年齢及び発達の段階並びに健康の状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた幼児の健全育成を図る観点から、幼児の発育及び発達の過程に応じて、食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(職員)

第49条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かななければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2 前項の保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上としなければならない。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね15人につき1人
- (4) 満4歳以上の幼児 おおむね25人につき1人

3 第1項の保育士の数は、保育所における開所時間を通じて、保育所1か所につき2人を下回ることはできない。

4 前2項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（第68条第14項に規定する心理担当職員をいう。以下同じ。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（附則第6項から第8項までの規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（保育時間等）

第50条 保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、入所している乳幼児の保護者の労働時間、家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

2 保育所における開所時間は、1日につき11時間を原則とする。

（保育の内容）

第51条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うこととし、その内容については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に従うものとする。

（保護者との連絡）

第52条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（業務の質の評価等）

第53条 保育所は、自らその行う法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受け、結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第6章 児童厚生施設

(設備の基準)

第54条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 屋外の児童厚生施設は、広場、遊具及び便所を設けること。

(2) 屋内の児童厚生施設は、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

(職員)

第55条 児童厚生施設は、児童の遊びを指導する者を置かななければならない。

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

(2) 保育士の資格を有する者

(3) 社会福祉士の資格を有する者

(4) 高等学校、中等教育学校若しくは中等学校を卒業した者、学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(5) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者

(6) 前各号に掲げる者のほか、規則で定める基準を満たすもの

(遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項)

第56条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、地域における健全育成活動の推進を図るよう行うものとする。

(保護者との連絡)

第57条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動について、当該児童の保護者に連絡しなければならない。

第7章 児童養護施設

(設備の基準)

第58条 児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童の居室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- (2) 児童30人以上を入所させる児童養護施設には、前号に規定する設備に加えて、医務室及び静養室を設けること。
- (3) 入所している児童の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備（以下「職業指導に必要な設備」という。）を設けること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

(職員)

第59条 児童養護施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては第6号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては第7号の調理員を置かないことができる。

- (1) 児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）
- (2) 嘱託医
- (3) 保育士
- (4) 個別対応職員
- (5) 家庭支援専門相談員
- (6) 栄養士又は管理栄養士
- (7) 調理員
- (8) 看護師（乳児が入所している施設に限る。）

2 家庭支援専門相談員は、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3 児童養護施設は、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。この場合において、心理療法担当職員の資格については、第32条第5項の規定を準用する。

4 児童養護施設は、実習設備を設けて職業指導を行う場合は、職業指導員を置か

なければならない。

5 児童養護施設において、児童指導員及び保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上としなければならない。ただし、45人以下の児童を入所させる施設にあっては、当該合計数に1を加えた数以上としなければならない。

- (1) 満2歳に満たない幼児 おおむね1.6人につき1人
- (2) 満2歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね2人につき1人
- (3) 満3歳以上の幼児 おおむね4人につき1人
- (4) 少年 おおむね5.5人につき1人

6 児童養護施設において、看護師の数は、乳児おおむね1.6人につき1人以上としなければならない。ただし、1人を下回ってはならない。

(児童養護施設の長の資格等)

第60条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う児童養護施設の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師（精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者に限る。）
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
- (4) 児童養護施設の職員として3年以上勤務した者
- (5) 区長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則で定める基準を満たすもの

2 児童養護施設の長は、2年に1回以上、こども家庭庁長官が指定する者が行う資質の向上のための研修を受講するものとする。

(児童指導員の資格)

第61条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者

- (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (4) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
- (5) 高等学校、中等教育学校若しくは中等学校を卒業した者、学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したものの
- (6) 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、区長が適当と認められたもの
- (7) 3年以上児童福祉事業に従事した者で、区長が適当と認めたもの
- (8) 前各号に掲げる者のほか、規則で定める基準を満たすもの

(養護)

第62条 児童養護施設における養護は、児童の安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長と自立の支援を目的として行わなければならない。

(生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整)

第63条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるよう行わなければならない。

- 2 児童養護施設における学習指導は、児童が適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供その他の支援により行わなければならない。
- 3 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童が適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び実習、講習その他の支援により行わなければならない。

4 児童養護施設における家庭環境の調整に当たっては、入所している児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう行わなければならない。

(自立支援計画の策定及び業務の質の評価等)

第64条 児童養護施設における自立支援計画の策定及び業務の質の評価等については、第36条及び第37条の規定を準用する。この場合において、第36条中「第34条」とあるのは「第62条」と、「乳幼児」とあるのは「児童」と、第37条中「第37条」とあるのは「第41条」と読み替えるものとする。

(児童と起居を共にする職員)

第65条 児童養護施設の長は、児童指導員又は保育士のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関との連携)

第66条 児童養護施設の長は、入所している児童の指導及び家庭環境の調整に当たっては、常に児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、公共職業安定所その他の関係機関と連携を図らなければならない。

第8章 福祉型障害児入所施設

(設備の基準)

第67条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 児童の居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けること。ただし、児童30人未満を入所させる施設であって主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、児童30人未満を入所させる施設であつて主として盲児又はろうあ児（以下「盲ろうあ児」という。）を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。

(2) 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、職業指導に必要な設備を設けること。

(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。

ア 遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備

イ 浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備

(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。

(5) 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。

ア 支援室及び屋外遊戯場

イ 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

(6) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにすること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

(職員)

第68条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第3項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては第4号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。

(1) 嘱託医

(2) 児童指導員

(3) 保育士

(4) 栄養士又は管理栄養士

(5) 調理員

(6) 児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるものをいう。以下同じ。）

2 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

3 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の合計数は、おおむね児童の数を4で除して得た数以上としなければならない。ただし、児童30人以下を入所させる施設にあっては、当該合計数に1以上を加えなければならない。

- 4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設は、第1項に規定する職員並びに医師及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては同項第4号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては同項第5号の調理員を置かないことができる。
- 5 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医については、第2項の規定を準用する。
- 6 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 7 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護職員の数は、児童おおむね20人につき1人以上としなければならない。
- 8 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、第1項の規定を準用する。
- 9 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 10 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の合計数は、児童おおむね4人につき1人以上としなければならない。ただし、児童35人以下を入所させる施設にあっては、当該合計数に1人以上を加えなければならない。
- 11 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設は、第1項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては同項第4号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては同項第5号の調理員を置かないことができる。
- 12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の合計数は、おおむね児童の数を3.5で除して得た数以上としなければならない。
- 13 福祉型障害児入所施設は、心理支援を行う必要があると認められる児童5人以上に心理支援を行う場合にあっては心理担当職員を、職業指導を行う場合にあっては職業指導員を置かなければならない。

1 4 心理担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（生活指導、学習指導及び職業指導）

第 6 9 条 福祉型障害児入所施設における生活指導は、児童が日常の起居の間に、当該福祉型障害児入所施設を退所した後、できる限り社会に適応できるよう行わなければならない。

2 福祉型障害児入所施設における学習指導については、第 6 3 条第 2 項の規定を準用する。

3 福祉型障害児入所施設における職業指導は、児童の適性に応じ、児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができるよう行わなければならない。

4 前項の規定によるもののほか、福祉型障害児入所施設における職業指導については、第 6 3 条第 3 項の規定を準用する。

（入所支援計画の作成）

第 7 0 条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、当該計画に基づき当該児童に対して障害児入所支援を提供するとともに、当該障害児入所支援の効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより当該児童に対して適切かつ効果的に障害児入所支援を提供しなければならない。

（児童と起居を共にする職員）

第 7 1 条 福祉型障害児入所施設（主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。）については、第 6 5 条の規定を準用する。

（保護者等との連絡）

第 7 2 条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者に当該児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を担当した児童福祉司又は児童委員と密接な連絡をとり、当該児童の生活指導、学習指導及び職業指導につき、協力を求めなければならない。

（心理学的及び精神医学的診査）

第73条 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、入所している児童を適切に保護するため、随時心理学的及び精神医学的診査を行わなければならない。ただし、児童の福祉に有害な実験に及んではならない。

(入所した児童に対する健康診断)

第74条 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第21条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に盲ろうあの原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療が可能な者については、できる限り治療しなければならない。

2 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第21条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所の継続の必要性について考慮しなければならない。

第9章 医療型障害児入所施設

(設備の基準)

第75条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 医療法に規定する病院として必要な設備のほか、支援室及び浴室を設けること。
- (2) 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、静養室を設けること。
- (3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外遊戯場、ギブス室、特殊手工芸等の作業の支援に必要な設備及び義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合は、この限りでない。
- (4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

(職員)

第76条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設は、次に掲げる職

員を置かなければならない。

- (1) 医療法に規定する病院として必要な職員
- (2) 児童指導員
- (3) 保育士
- (4) 児童発達支援管理責任者

2 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設において、児童指導員及び保育士の合計数は、おおむね児童の数を6.7で除して得た数以上としなければならない。

3 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設は、第1項各号に掲げる職員及び理学療法士又は作業療法士を置かなければならない。

4 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師でなければならない。

5 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設において、児童指導員及び保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上としなければならない。

- (1) 乳幼児 おおむね10人につき1人
- (2) 少年 おおむね20人につき1人

6 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設は、第3項に規定する職員及び心理支援を担当する職員を置かなければならない。

7 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、内科、精神科、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ及びニ（2）の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師でなければならない。

（準用）

第77条 第65条、第69条及び第72条の規定は、医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させる施設を除く。）について準用する。

2 第70条の規定は、医療型障害児入所施設について準用する。

3 第73条の規定は、主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設について準用する。

4 第74条第2項の規定は、主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設について準用する。

第10章 児童発達支援センター

(設備の基準)

第78条 児童発達支援センターの設備の基準は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けることとする。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）の基準に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けることとする。

3 前2項に掲げるもののほか、児童発達支援センターの設備は、規則で定める基準を満たさなければならない。

(職員)

第79条 児童発達支援センターは、次に掲げる職員を置かなければならない。

(1) 嘱託医

(2) 児童指導員

(3) 保育士

(4) 栄養士又は管理栄養士

(5) 調理員

(6) 児童発達支援管理責任者

(7) 機能訓練担当職員（日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）（日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合に限る。）

(8) 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引^{かくたん}その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場

合に限る。)

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。
 - (1) 40人以下の児童を通所させる施設である場合 前項第4号の栄養士又は管理栄養士
 - (2) 調理業務の全部を委託する施設である場合 前項第5号の調理員
 - (3) 次のいずれかに該当する場合 前項第8号の看護職員
 - ア 医療機関等との連携により、看護職員を児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
 - イ 児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合
 - ウ 児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合
- 3 児童発達支援センターは、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、第1項各号に掲げる職員（嘱託医を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。
- 4 児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 5 児童発達支援センターにおいて、児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の合計数は、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とし、そのうち半数以上を児童指導員又は保育士としなければならない。

6 第13条第2項の規定にかかわらず、児童発達支援センターは、保育所、家庭的保育事業所等（杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年杉並区条例第27号）第3条に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。）若しくはこれらに類する施設として規則で定めるものに入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

（保護者等との連絡）

第80条 児童発達支援センターの長は、児童の保護者に当該児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を担当した児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、当該児童の生活指導につき、協力を求めなければならない。

（心理学的及び精神医学的診査）

第81条 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験に及んではならない。

（準用）

第82条 第69条第1項及び第70条の規定は、児童発達支援センターについて準用する。この場合において、第70条中「障害児入所支援」とあるのは、「障害児通所支援」と読み替えるものとする。

第11章 児童心理治療施設

（設備の基準）

第83条 児童心理治療施設は、児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室及び便所を設けるとともに、規則で定める設備に係る基準を満たさなければならない。

（職員）

第84条 児童心理治療施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第9号の調理員を置かないことができる。

- (1) 医師
- (2) 心理療法担当職員
- (3) 児童指導員
- (4) 保育士
- (5) 看護師
- (6) 個別対応職員
- (7) 家庭支援専門相談員
- (8) 栄養士又は管理栄養士
- (9) 調理員

2 医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

3 心理療法担当職員は、大学（学校教育法第1条に規定する大学をいう。）（短期大学を除く。）又は大学（旧大学令第1条に規定する大学をいう。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業し、若しくは大学院において、心理学を専修する研究科若しくはこれに相当する課程を修了した者又は心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団に対する心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。

4 家庭支援専門相談員は、児童心理治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

5 心理療法担当職員の数は、児童おおむね10人につき1人以上としなければならない。

6 児童指導員及び保育士の合計数は、児童おおむね4.5人につき1人以上としなければならない。

（児童心理治療施設の長の資格等）

第85条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であって、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師（精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者に限る。）
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
- (4) 児童心理治療施設の職員として3年以上勤務した者
- (5) 区長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める基準を満たすもの

2 児童心理治療施設の長は、2年に1回以上、こども家庭庁長官が指定する者が行う資質の向上のための研修を受講するものとする。

(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)

第86条 児童心理治療施設における心理療法及び生活指導は、児童が社会に適応できるようその能力の回復を図り、当該児童が、当該児童心理治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行わなければならない。

2 児童心理治療施設における家庭環境の調整に当たっては、入所している児童の保護者に当該児童の状態及び能力を説明するとともに、当該児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう行わなければならない。

(自立支援計画の策定及び業務の質の評価等)

第87条 児童心理治療施設における自立支援計画の策定及び業務の質の評価等については、第36条及び第37条の規定を準用する。この場合において、第36条中「第34条」とあるのは「第86条第1項」と、「乳幼児」とあるのは「児童」と、第37条中「第37条」とあるのは「第43条の2」と読み替えるものとする。

(児童と起居を共にする職員)

第88条 児童心理治療施設における児童と起居を共にする職員については、第65条の規定を準用する。

(関係機関との連携)

第89条 児童心理治療施設の長は、入所している児童の指導及び家庭環境の調整に当たっては、常に児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、保健所、区市町村保健センター

その他の関係機関と連携を図らなければならない。

第12章 児童自立支援施設

(設備の基準)

第90条 児童自立支援施設の学科指導に関する設備の基準については、学校教育法第3条の規定による小学校、中学校又は特別支援学校の設置基準における設備に係る規定を準用する。ただし、学科指導を行わない場合は、この限りでない。

2 前項に規定する学科指導に関する設備以外の設備については、第58条第1号から第3号までの規定を準用するほか、規則で定める基準を満たさなければならない。

(職員)

第91条 児童自立支援施設は、次に掲げる職員を置かななければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては第7号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては第8号の調理員を置かないことができる。

(1) 児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）

(3) 嘱託医

(4) 医師又は嘱託医（精神科の診療に相当の経験を有する者に限る。）

(5) 個別対応職員

(6) 家庭支援専門相談員

(7) 栄養士又は管理栄養士

(8) 調理員

2 家庭支援専門相談員は、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3 児童自立支援施設は、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かななければならない。この場合において、心理療法担当職員の資格については、第84条第3項の規定を準用す

る。

4 児童自立支援施設は、実習設備を設けて職業指導を行う場合は、職業指導員を置かなければならない。

5 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の合計数は、児童おおむね4.5人につき1人以上としなければならない。

(児童自立支援施設の長の資格等)

第92条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁組織規則（令和5年内閣府令第38号）第16条に規定する人材育成センター（第4号において「人材育成センター」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得するための研修又はこれに相当する研修を受講した者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 医師（精神保健に関して学識経験を有する者に限る。）

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(4) 児童自立支援専門員の職にあった者等児童自立支援事業に5年以上（人材育成センターが行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程を修了した者にあつては、3年以上）従事した者

(5) 区長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める基準を満たすもの

2 児童自立支援施設の長は、2年に1回以上、こども家庭庁長官が指定する者が行う資質の向上のための研修を受講するものとする。

(児童自立支援専門員の資格)

第93条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 医師（精神保健に関して学識経験を有する者に限る。）

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 精神保健福祉士の資格を有する者

(4) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(5) 都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

(6) 教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教員としてその職務に従事したもの

(7) その他規則で定める基準を満たす者

(児童生活支援員の資格)

第94条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 保育士の資格を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 精神保健福祉士の資格を有する者

(4) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(5) 3年以上児童自立支援事業に従事した者

(生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整)

第95条 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、入所している児童が適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営むことができるよう支援することを目的として行わなければならない。

2 児童自立支援施設における学科指導については、学校教育法の規定による学習指導要領を準用する。ただし、学科指導を行わない場合は、この限りでない。

3 児童自立支援施設における生活指導、職業指導及び家庭環境の調整については、第63条（第2項を除く。）の規定を準用する。

(自立支援計画の策定及び業務の質の評価等)

第96条 児童自立支援施設における自立支援計画の策定及び業務の質の評価等については、第36条及び第37条の規定を準用する。この場合において、第36条中「第34条」とあるのは「第95条第1項」と、「乳幼児」とあるのは「児童」と、第37条中「第37条」とあるのは「第44条」と読み替えるものとする。

(児童と起居を共にする職員)

第97条 児童自立支援施設の長は、児童自立支援専門員又は児童生活支援員のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関との連携)

第98条 児童自立支援施設の長と関係機関との連携については、第66条の規定を準用する。

(心理学的及び精神医学的診査等)

第99条 児童自立支援施設においては、入所している児童の自立支援のため、心理学的及び精神医学的な観点からの診査並びに教育評価（学科指導を行う場合に限る。）を行わなければならない。

第13章 児童家庭支援センター

(設備の基準)

第100条 児童家庭支援センターは、相談室を設けなければならない。

(職員)

第101条 児童家庭支援センターは、法第13条第3項各号のいずれかに該当する者を、法第44条の2第1項に規定する業務（次条において「支援業務」という。）を担当する職員として置かなければならない。

(支援を行うに当たって遵守すべき事項)

第102条 児童家庭支援センターは、児童、保護者等の意向の把握に努めなければならない。

2 児童家庭支援センターは、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、女性相談支援員、保健所、区市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、支援業務を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。

3 児童家庭支援センターは、附置されている施設との緊密な連携を図るとともに、その支援業務を円滑に行えるよう必要な措置を講じなければならない。

第14章 里親支援センター

(設備の基準)

第103条 里親支援センターは、事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者（以下「里親等」という。）が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

（職員）

第104条 里親支援センターは、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かなければならない。

2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

（1） 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

（2） 里親として5年以上の委託児童（法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。以下同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等（児童福祉法施行規則第1条の10に規定する養育者等をいう。以下同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

（3） 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、区長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

（1） 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

（2） 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

（3） 里親等への支援の実施に関して、区長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- (2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの
- (3) 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、区長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者
(里親支援センターの長の資格等)

第105条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であって、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- (2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの
- (3) 区長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者
(里親支援)

第106条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第27条第1項第3号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第107条 里親支援センターにおける業務の質の評価等については、第37条の規定を準用する。この場合において、同条中「第37条」とあるのは、「第44条の3第1項」と読み替えるものとする。

(関係機関との連携)

第108条 里親支援センターの長は、都道府県、区市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要な応じ児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。

第15章 雑則

(電磁的記録)

第109条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(委任)

第110条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年11月1日から施行する。ただし、第18条の規定は、同年12月25日から施行する。
- 2 平成23年6月17日前から存する乳児院、母子生活支援施設又は児童養護施設（同日において建築中のものを含み、同日後に全面的に改築されたものを除く。）における第31条第1号若しくは第2号、第39条第1号又は第58条第1号の規定の適用については、第31条第1号中「ほふく室、相談室」とあるのは「ほふく室」と、同条第2号中「室及び相談室」とあるのは「室」と、第39条第1号中「相談室及び集会、学習等を行う室を設けること」とあるのは「集会、学習等を行う室、調理場、浴室及び便所を設けること。ただし、付近に公衆浴場

等があるときは、浴室を設けないことができる」と、第58条第1号中「居室、相談室」とあるのは「居室」と読み替えるものとする。

- 3 平成23年6月17日前から乳児院又は児童養護施設に置かれている家庭支援専門相談員に相当する者は、第32条第3項又は第59条第2項の規定にかかわらず、当該施設における家庭支援専門相談員となることができる。
- 4 平成10年4月1日において、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第15号）附則第3条の規定により看護婦に代えることができることとされた者であって、同日前からこの条例の施行の日の前日まで引き続いて当該乳児院に看護師に代えて勤務するものについては、当該乳児院における第32条第6項及び第9項に規定する看護師に代えることができる。
- 5 平成23年9月1日前から乳児院、母子生活支援施設又は児童養護施設の長である者については、第33条第1項、第41条第1項又は第60条第1項の規定は、適用しない。
- 6 当分の間、第49条第2項及び第3項の保育士の数の算定に当たっては、保健師又は看護師（以下「看護師等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。この場合において、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士（同条第4項、次項又は附則第8項の規定により保育士とみなされる者及び同条第4項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 7 当分の間、第49条第2項及び第3項の保育士の数の算定に当たっては、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を保育士とみなすことができる。
- 8 当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第49条第2項及び第3項の保育士の数の算定に当たっては、保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすこ

とができる。

- 9 前2項の規定を適用するときは、保育士（第49条第4項及び前3項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前2項の規定の適用がないとした場合の第49条第2項及び第3項の規定により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。
- 10 令和10年3月31日までの間、保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがある場合における第49条第2項の適用については、同項第3号中「15人」とあるのは、「20人」とする。
- 11 当分の間、保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがある場合における第49条第2項の適用については、同項第4号中「25人」とあるのは、「30人」とする。
- 12 当分の間、第49条第3項の規定にかかわらず、同条第2項各号に定める保育士の数の合計数が1人となる時は、同条第3項の規定を適用しないことができる。この場合において、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者を1人以上置かなければならない。
- 13 第49条第4項及び附則第6項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同条第4項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 14 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令による改正前の児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第81条から第83条までに規定する児童の教護事業に従事した期間は、第92条から第94条までに規定する児童自立支援事業に従事した期間とみなす。
- 15 平成19年4月1日において、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第29号）附則第2項に規定する児童自立支援施設の長、児童自立支援専門員又は児童生活支援員であった者については、第92条から第94条までの規定にかかわらず、同項の規定によりなお従前の例によることとされる同令による改正前の児童福祉施設最低基準第81条から第83条までの規定の例による。

1 6 杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年杉並区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第26条第1号中「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号）」を「杉並区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和8年杉並区条例第30号）」に改める。

杉並区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表

附則第16項による改正（杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準）</p> <p>第26条 余裕活用型乳児等通園支援を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる余裕活用型乳児等通園支援事業が行われる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たさなければならない。</p> <p>（1） 保育所 <u>杉並区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和8年杉並区条例第 号）</u> に定める保育所の設備及び職員の基準</p> <p>（2）～（4） 略</p>	<p>（余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準）</p> <p>第26条 余裕活用型乳児等通園支援を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる余裕活用型乳児等通園支援事業が行われる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たさなければならない。</p> <p>（1） 保育所 <u>東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号）</u> に定める保育所の設備及び職員の基準</p> <p>（2）～（4） 略</p>

杉並区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例を公布する。

令和8年6月12日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第31号

杉並区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の4第2項の規定に基づき、杉並区（以下「区」という。）における一時保護施設の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(最低基準の目的)

第3条 最低基準は、一時保護施設の入所児童が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに、安全で安心な生活を送ることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 区は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

2 一時保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

3 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(一般原則)

第5条 一時保護施設は、入所児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営内容を適切に説明するよう努めなければならない。

- 3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
- 4 一時保護施設は、法に定める一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 5 一時保護施設の構造設備は、採光、換気その他の入所児童の保健衛生及び入所児童に対する危害防止に十分に考慮して設けられなければならない。

(非常災害対策)

第6条 一時保護施設は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、不断の注意を払い、及び訓練を行うよう努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 一時保護施設は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に行わなければならない。
- 3 一時保護施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 一時保護施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

(入所児童を平等に取り扱う原則)

第9条 一時保護施設は、入所児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

(児童の権利擁護)

第10条 児童相談所長又は区長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

2 一時保護施設においては、入所児童に対し、その意見又は意向（法第33条の3の3に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行わなければならない。

(児童の権利の制限)

第11条 一時保護施設においては、正当な理由がなく、児童の権利を制限してはならない。

2 一時保護施設において、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

(児童の行動の制限)

第12条 一時保護施設においては、施設等により児童の行動を制限してはならない。

(児童の所持品等)

第13条 一時保護施設においては、合理的な理由がなく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

2 一時保護施設において、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。

3 一時保護施設において、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないように、適切な設備により保管しなければならない。

(虐待等の禁止)

第14条 一時保護施設の職員は、入所児童に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(業務継続計画の策定等)

第15条 一時保護施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所児童に対する支援の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(設備の基準)

第16条 一時保護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）又は屋外運動場（一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）、相談室、食堂（ユニット（居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であって、その利用定員がおおむね6人以下であるものをいう。以下同じ。）を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。）、調理室、浴室及び便所を設けること。

(2) 児童ができる限り良好な家庭的環境において安全に、かつ、安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めること。

(3) 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。

(4) 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向及び同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

(5) 児童30人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設け

ること。

(6) 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

(職員の一般的要件)

第17条 入所児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備えるとともに、児童福祉事業に熱意を有し、かつ、その理論及び実務について訓練を受けた者とする。

(職員の知識及び技能の向上等)

第18条 一時保護施設の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 区長は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、入所児童の権利の擁護、入所児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。

(職員)

第19条 一時保護施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、児童10人以下を入所させる一時保護施設にあつては第6号の個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあつては第7号の学習指導員を、児童40人以下を入所させる一時保護施設にあつては第8号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては第9号の調理員を置かないことができる。

(1) 児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 嘱託医

(3) 看護師

(4) 保育士

(5) 心理療法担当職員

(6) 個別対応職員

(7) 学習指導員

(8) 栄養士又は管理栄養士

(9) 調理員

- 2 児童指導員及び保育士の合計数は、幼児4人につき3人以上、少年2人につき1人以上としなければならない。
- 3 心理療法担当職員の数は、児童おおむね10人につき1人以上としなければならない。
- 4 学習指導員の数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。

(夜間の職員配置)

第20条 一時保護施設（ユニットを整備していないものに限る。）には、夜間、職員2人以上を置かなければならない。

- 2 一時保護施設（前項に規定するものを除く。）には、夜間、一のユニットごとに職員1人以上を置かなければならない。ただし、夜間に置かれる職員全体の数は、2人を下回ることはできない。
- 3 一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第25条第1項の規定による通告に係る対応を行う場合は、一時保護施設には、夜間、前2項に規定する職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。

(一時保護施設の管理者等)

第21条 一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。

- 2 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。
- 3 指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務に通算しておおむね5年以上従事した経験を有する者でなければならない。
- 4 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、2年に1回以上、こども家庭庁長官が指定する者が行う一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のための研修又はこれに準ずる研修を受講するものとする。

(児童指導員の資格)

第22条 児童指導員は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (4) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
- (5) 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (9) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (10) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であって、区長が適当と認めたもの
- (11) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、区長が適当と認めたもの（心理療法担当職員の資格）

第23条 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除

く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(学習指導員の資格)

第24条 学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。

2 学齢児童及び学齢生徒(それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。)を入所させる一時保護施設であって、学習指導員を2人以上置くものにあつては、教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び同法に規定する中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ1人以上置くよう努めなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第25条 一時保護施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ、当該一時保護施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員と兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

(衛生管理等)

第26条 一時保護施設は、入所児童の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、当該一時保護施設における感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、入所児童の希望等を勘案し、清潔を維持できるよう入浴させ、又は清しきししなければならない。

4 一時保護施設は、入所児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。この場合において、下着は、児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。

5 一時保護施設は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第27条 一時保護施設は、入所児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法（第25条第1項の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 一時保護施設は、入所児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所児童の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

3 一時保護施設は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所児童の身体的状況及び嗜好を考慮して食事を提供しなければならない。

4 一時保護施設は、あらかじめ作成された献立に従って入所児童に食事を提供するための調理を行わなければならない。ただし、少数の入所児童を対象として家庭的環境の下で調理するときは、この限りでない。

5 一時保護施設は、入所児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所児童及び職員の健康状態の把握等)

第28条 児童相談所長は、入所児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の実施により入所児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果について必要な事項を入所児童の健康を記録する表に記録するとともに、必要に応じ、一時保護の解除又は医療上の措置等必要な手続について、児童相談所長又は区長に勧告しなければならない。

3 一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、入所児童の食事を調理する者につき、特に綿密な注意を払わなければならない。

(養護)

第29条 一時保護施設における養護は、入所児童の安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。

2 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。
(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

第30条 一時保護施設における生活支援は、入所児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養うことができるよう行わなければならない。

2 一時保護施設における教育は、入所児童が適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供その他の支援により行わなければならない。

3 一時保護施設は、学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している入所児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 一時保護施設は、入所児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。

5 一時保護施設は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第31条 児童相談所長は、入所児童の支援に当たっては、常に児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関その他の関係機関と連携を図らなければならない。

(運営規程)

第32条 一時保護施設は、入所児童の支援に関する事項その他施設の管理に関する重要事項について、規程を定めておかななければならない。

(帳簿の整備)

第33条 一時保護施設は、入所児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備して

おかなければならない。

(秘密保持等)

第34条 一時保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 区長は、一時保護施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第35条 区長は、入所児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 区長は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって、当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

(電磁的記録)

第36条 一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年11月1日から施行する。

杉並区一時保護委託者の登録等の基準に関する条例を公布する。

令和8年6月12日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第32号

杉並区一時保護委託者の登録等の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の2第2項の規定に基づき、杉並区（以下「区」という。）における一時保護委託者の登録等の基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(最低基準の目的等)

第3条 最低基準は、登録一時保護委託者が一時保護を行う施設（以下「登録一時保護委託施設」という。）の入所児童が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに、安全で安心な生活を送ることを保障するものとする。

2 区は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

(一般原則)

第4条 登録一時保護委託者は、入所児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 登録一時保護委託者は、入所児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

3 登録一時保護委託者は、法に定める一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

(児童の権利の制限)

第5条 登録一時保護委託者は、正当な理由がなく、児童の権利を制限してはなら

ない。

- 2 登録一時保護委託者は、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

(児童の行動の制限)

第6条 登録一時保護委託者は、施設等により児童の行動を制限してはならない。

(虐待等の禁止)

第7条 登録一時保護委託施設の職員は、入所児童に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(児童対象性暴力等の防止)

第8条 登録一時保護委託者は、法第34条の2第6項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第9条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けなければならない。

- 2 登録一時保護委託者は、非常災害に対する具体的な計画を立て、不断の注意を払い、及び訓練を行うよう努める体制を整備しなければならない。

- 3 登録一時保護委託者は、前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行う体制を整備しなければならない。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第10条 登録一時保護委託者は、児童の施設外での活動、取組等のための移動そ

の他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認する体制を整備しなければならない。

(児童の権利擁護)

第11条 登録一時保護委託者は、入所児童に対し、その意見又は意向（法第33条の3の3に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行う体制を整備しなければならない。

(児童の所持品等)

第12条 登録一時保護委託者は、入所児童の所持品等の取扱いについて、次に掲げる要件を満たす体制を整備しなければならない。

- (1) 合理的な理由がなく、児童の所持する物の持込みを禁止しないこと。
- (2) 前号に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長又は区長に相談すること。
- (3) 第1号に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、児童相談所長又は区長が、児童に対して、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るために、児童相談所長又は区長に協力するよう努めること。
- (4) 児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないように、適切な設備により保管すること。

(設備の基準)

第13条 登録一時保護委託施設の構造設備は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 採光、換気その他の入所児童の保健衛生及び入所児童に対する危害防止に十分に考慮して設けること。
- (2) 児童の居室、食事をする場、浴室及び便所を設けること。
- (3) 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。
- (4) 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所児童の年齢、性別、性的

指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向及び同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

(5) 児童30人以上を入所させる施設には、医務室及び静養室を設けること。

(6) 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

(職員の一般的要件)

第14条 登録一時保護委託者は、入所児童の保護に従事する職員について、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備えるとともに、児童福祉事業に熱意を有し、かつ、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けた者となるよう、体制を整備しなければならない。

(夜間の職員配置)

第15条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、夜間、少なくとも職員1人以上を置く体制を整備しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第16条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設を他の社会福祉施設と併せて設置するときは、必要に応じ、当該登録一時保護委託施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員と兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所児童の居室及び登録一時保護委託施設に特有の設備並びに入所児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

(衛生管理等)

第17条 登録一時保護委託施設は、入所児童の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 登録一時保護委託施設は、当該登録一時保護委託施設における感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう努めなければならない。

3 登録一時保護委託施設は、入所児童の希望等を勘案し、清潔を維持できるように入浴させ、又は清しきしなければならない。

4 登録一時保護委託施設は、入所児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。この場合において、下着は、児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。

5 登録一時保護委託施設は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第18条 登録一時保護委託施設において、入所児童に食事を提供する場合にあっては、栄養及び入所児童の身体的状況を考慮し、並びに入所児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所児童及び職員の健康状態の把握等)

第19条 児童相談所長又は区長は、入所児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定による健康状態の把握に当たっては、登録一時保護委託者は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長又は区長に相談する体制を整備しなければならない。

3 第1項の措置の実施により入所児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果について必要な事項を入所児童の健康を記録する表に記録するとともに、必要に応じ、一時保護の解除又は医療上の措置等必要な手続について、児童相談所長又は区長に勧告しなければならない。

4 登録一時保護委託者は、職員の健康状態の把握に当たっては、入所児童の食事を調理する者につき、特に綿密な注意を払わなければならない。

(養護)

第20条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における養護について、入所児童の安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行う体制を整備しなければならない。

(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

第21条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における生活支援につい

て、入所児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行う体制を整備しなければならない。

- 2 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における教育について、入所児童が適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供その他の支援により行う体制を整備しなければならない。
- 3 登録一時保護委託者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している入所児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の教育に必要な支援を、児童相談所と協力して行うよう努める体制を整備しなければならない。
- 4 登録一時保護委託者は、入所児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を、児童相談所と協力して行うよう努める体制を整備しなければならない。
- 5 登録一時保護委託者は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努める体制を整備しなければならない。

（運営規程）

第22条 登録一時保護委託者は、入所児童の支援に関する事項その他施設の管理に関する重要事項について、規程を定めておかななければならない。

（記録）

第23条 登録一時保護委託者は、入所児童の処遇の状況について、児童相談所から求められた場合に、その情報を提示することができるように、記録する体制を整備しなければならない。

（秘密保持等）

第24条 登録一時保護委託施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、

必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第25条 区長は、入所児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 区長は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって、当該登録一時保護委託施設の職員以外の者を関与させなければならない。

(電磁的記録)

第26条 登録一時保護委託者は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年11月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、同年12月25日から施行する。

杉並区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例を公布する。

令和8年6月12日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第33号

杉並区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準（以下「設備運営基準」という。）を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(設備運営基準の目的)

第3条 設備運営基準は、幼保連携型認定こども園の園児（法第14条第7項に規定する園児をいう。以下同じ。）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(設備運営基準の向上)

第4条 区長は、杉並区児童福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 杉並区（以下「区」という。）は、設備運営基準を常に向上させるよう努めるものとする。

(幼保連携型認定こども園の責務)

第5条 幼保連携型認定こども園は、設備運営基準を超えて、常に、その設備及び

運営を向上させなければならない。

- 2 設備運営基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている幼保連携型認定こども園は、設備運営基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。
(一般原則)

第6条 幼保連携型認定こども園は、園児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園は、地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者及び地域社会に対し、当該幼保連携型認定こども園の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、安全に通園することができる環境にこれを定めなければならない。
- 4 幼保連携型認定こども園には、その目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 5 幼保連携型認定こども園の設備は、指導、保健衛生、安全及び管理に関し、適切なものでなければならない。

(学級の編製の基準)

第7条 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

- 2 学級の編制は、規則で定める基準を満たさなければならない。

(職員の配置の基準)

第8条 幼保連携型認定こども園には、各学級に、当該学級を担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭又は保育教諭（以下「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。

- 2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。
- 3 幼保連携型認定こども園は、園児の教育及び保育（満3歳に満たない園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員（以下「直接従事職員」という。）として、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄

に定める員数以上の職員を置かなければならない。この場合において、直接従事職員の数は、常時2人を下回ってはならない。

園児の区分	員数
満1歳に満たない園児	おおむね3人につき1人
満1歳以上満3歳に満たない園児	おおむね6人につき1人
満3歳以上満4歳に満たない園児	おおむね15人につき1人
満4歳以上の園児	おおむね25人につき1人

備考

- この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下「幼稚園教諭普通免許状」という。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第3項に規定する保育士登録（以下「保育士登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園教諭普通免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた者に限る。）、保育教諭等、助保育教諭又は講師であつて、直接従事職員であるものの数をいう。
- この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに右欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。
- 備考1及び2に係る員数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。
- 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を1人増加するものとする。
- 備考1に定める者については、1人に限り、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、備考1に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第21条の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

(1) 副園長又は教頭

(2) 主幹養護教諭、主務養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

(3) 事務職員

(園舎及び園庭)

第9条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎は、2階建て以下とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建て以上とすることができる。

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項において「乳児室等」という。）は、1階に設けるものとする。ただし、規則で定める基準を満たす場合は、乳児室等を2階以上に設けることができる。

4 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。

5 園舎及び園庭の面積は、規則で定める基準を満たさなければならない。

(園舎に備えるべき設備)

第10条 園舎には、次に掲げる設備（第2号に掲げる設備については、満2歳に満たない保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、職員室と保健室及び保育室と遊戯室とは、それぞれ兼用することができる。

(1) 職員室

(2) 乳児室又はほふく室

(3) 保育室

(4) 遊戯室

(5) 保健室

(6) 調理室

(7) 便所

(8) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

- 2 保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下回ってはならない。
- 3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第21条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園は、第1項第6号の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
- 4 飲料水用設備は、手洗用設備及び足洗用設備と区別して備えなければならない。
- 5 第1項第2号から第4号までに掲げる設備の面積は、乳児室又はほふく室にあっては満2歳に満たない園児1人につき3.3平方メートル以上、保育室又は遊戯室にあっては満2歳以上の園児1人につき1.98平方メートル以上でなければならない。
- 6 第1項各号に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

(1) 放送聴取設備

(2) 映写設備

(3) 水遊び場

(4) 園児清浄用設備

(5) 図書室

(6) 会議室

(園具及び教具)

- 第11条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。
- 2 幼保連携型認定こども園は、前項の園具及び教具について常にその改善を図り、補充を行わなければならない。

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第12条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下回らないこと。

(2) 教育に係る標準的な1日当たりの時間(以下「教育時間」という。)は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。

(3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。)は、1日につき8時間を原則とすること。

2 前項第3号に規定する教育及び保育の時間については、当該地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

3 幼保連携型認定こども園における開園日は、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除いた日を原則とする。

4 幼保連携型認定こども園における開園時間は、1日につき11時間を原則とする。

(子育て支援事業の内容)

第13条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

2 前項の規定により子育ての支援を行うに当たっては、地域の人材、社会資源等の活用を図るよう努めるものとする。

(掲示)

第14条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

(履修困難な教育内容の指導)

第15条 幼保連携型認定こども園は、園児が心身の状況によって履修することが困難な教育内容を指導するに当たっては、当該園児の心身の状況に適合するように指導しなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第16条 幼保連携型認定こども園の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(園児を平等に取り扱う原則)

第17条 幼保連携型認定こども園は、園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第18条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(児童対象性暴力等の防止)

第19条 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(食事)

第20条 幼保連携型認定こども園は、保育を必要とする子どもに該当する園児に

食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法（第28条第1項の規定により、当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園は、園児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 幼保連携型認定こども園は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮して食事を提供しなければならない。
- 4 幼保連携型認定こども園は、あらかじめ作成された献立に従って園児に食事を提供するための調理を行わなければならない。
- 5 幼保連携型認定こども園は、園児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

（食事の提供の特例）

第21条 幼保連携型認定こども園は、次の各号のいずれにも該当する場合は、前条第1項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。

- （1） 園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等において、業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- （2） 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、区等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われていること。
- （3） 調理業務の受託者が、当該幼保連携型認定こども園における食事の提供の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等を考慮して調理業務を適切に遂行できる能力を有していること。
- （4） 調理業務の受託者が、園児の年齢及び発達の段階並びに健康の状態に応じ

た食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

- (5) 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて、食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(秘密保持等)

第22条 幼保連携型認定こども園の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 幼保連携型認定こども園は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第23条 幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育（満3歳に満たない園児については、その行った保育。次項において同じ。）並びに子育ての支援に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育並びに子育ての支援に関し、都道府県又は区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 幼保連携型認定こども園は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査に協力するよう努めなければならない。

(非常災害対策)

第24条 幼保連携型認定こども園は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、不断の注意を払い、及び訓練を行うよう努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第25条 幼保連携型認定こども園は、感染症又は非常災害の発生時において、園児の教育及び保育を継続的に行い、並びに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

3 幼保連携型認定こども園は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

（保護者との連絡）

第26条 園長は、常に園児の保護者と密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準）

第27条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員と兼ねることができる。

2 前項の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。

（他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備の基準）

第28条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備と兼ねることができる。

2 前項の規定は、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び便所については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。

（委任）

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、令和8年11月1日から施行する。ただし、第19条の規定は、

同年12月25日から施行する。

- 2 令和9年3月31日までの間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園における第8条第3項の規定の適用については、同項の表備考1中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。
- 3 令和12年3月31日までの間は、第8条第3項の職員について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則第5条に規定する要件を満たした職員を配置しようとする場合には、当該要件に加え、次に掲げる要件を満たさなければならない。
 - (1) 第8条第1項の学級を担当する専任の保育教諭等は、幼稚園教諭普通免許状を有する者とする。
 - (2) 教育時間以外における満3歳以上の園児の保育に直接従事する職員は、6割以上の者が保育士登録を受けた常勤の職員とする。
 - (3) 満3歳に満たない園児の保育に直接従事する職員は、保育士登録を受けた職員とする。
- 4 当分の間、園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第8条第3項の表に定める員数が1人となる時は、同項の規定により置かなければならない直接従事職員のうち1人は、同表備考1の規定にかかわらず、区長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とする。
- 5 当分の間、第8条第3項の表備考1に定める者については、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等普通免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等普通免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 6 当分の間、1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる直接従事職員の総数が、当該幼保連携型認定こども園に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない直接従事職員の数を超えるときは、第8条第3項の表備考1に定める者の数の算定に当たっては、保

育教諭と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者を、開所時間を通じて必要となる直接従事職員の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない直接従事職員の数を差し引いて得た数の範囲で、同表備考1に定める者とみなすことができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

7 当分の間、第8条第3項の表備考1に定める者については、1人に限り、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師又は看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。この場合において、満1歳に満たない園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考1に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

8 前項の場合において、当該看護師等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

9 第8条第3項の表備考5及び附則第5項から第7項までの規定により同表備考1に定める者を特定理学療法士等、小学校教諭等普通免許状所持者、区長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該特定理学療法士等、小学校教諭等普通免許状所持者、区長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の合計数は、常時同条第3項の規定により置かなければならない直接従事職員の数の3分の1を超えてはならない。

10 第8条第3項の表備考5及び附則第7項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考1に定める者（同表備考5ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

11 令和10年3月31日までの間、園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、第8条第3項の表中「15人」とあるのは、「20人」とする。

12 当分の間、園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教

育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、第8条第3項の表中「25人」とあるのは、「30人」とする。

- 13 杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年杉並区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第26条第3号中「東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年東京都条例第122号）」を「杉並区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（令和8年杉並区条例第33号）」に改める。

杉並区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表

附則第13項による改正（杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準)</p> <p>第26条 余裕活用型乳児等通園支援を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる余裕活用型乳児等通園支援事業が行われる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たさなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 幼保連携型認定こども園 <u>杉並区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（令和8年杉並区条例第_____号）</u> に定める幼保連携型認定こども園の設備及び職員の基準</p> <p>(4) 略</p>	<p>(余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準)</p> <p>第26条 余裕活用型乳児等通園支援を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる余裕活用型乳児等通園支援事業が行われる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たさなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 幼保連携型認定こども園 <u>東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年東京都条例第122号）</u> に定める幼保連携型認定こども園の設備及び職員の基準</p> <p>(4) 略</p>

杉並区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例を
公布する。

令和8年6月12日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第34号

杉並区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条
例

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進
に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及
び第3項の規定による幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定
こども園」という。）の認定の要件を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(認定こども園の類型)

第3条 認定こども園は、次の各号に掲げるいずれかの類型に該当するものとする。

(1) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 単独型 幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行う
ほか、当該教育のための時間以外の時間において、在籍している子どものう
ち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園

イ 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備
が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 並列型 当該認定こども園を構成する保育機能施設において、満3歳
以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号
に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに
当たり当該認定こども園を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保
されている施設

(イ) 年齢区分型 当該認定こども園を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該認定こども園を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行う施設

(2) 保育所型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども（杉並区（以下「区」という。）における児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。

(3) 地方裁量型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設であって、規則で定めるものをいう。

（学級の編製の基準）

第4条 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するものに共通の4時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」という。）については、学級を編制するものとする。

2 学級の編制は、規則で定める基準を満たさなければならない。

（職員の配置の基準）

第5条 認定こども園には、認定こども園の長を置くほか、子どもの教育及び保育に従事する者（以下「保育従事職員」という。）並びに調理員を置かなければならない。ただし、第9条第1項の規定により、調理業務の全部を委託する認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。

2 認定こども園において、保育従事職員の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上としなければならない。

(1) 満1歳に満たない子ども おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない子ども おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない子ども おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の子ども おおむね25人につき1人

3 前項の保育従事職員の数は、常時2人を下回ってはならない。

4 認定こども園は、各学級に、当該学級を担当する専任の職員を1人以上置かなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、認定こども園の職員の配置は、認定こども園を構成する各施設の職員の配置の基準を満たさなければならない。

(保育従事職員の資格)

第6条 満3歳に満たない子どもに対する保育従事職員は、児童福祉法第18条の18第3項に規定する保育士登録（以下「保育士登録」という。）を受けた者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園において、満3歳に満たない子どもに対する保育従事職員のうち6割以上の者が保育士登録を受けた者（保健師、助産師又は看護師の資格を有する者については、保育士登録を受けた者と同等の資格を有するとみなす。）であり、かつ、それ以外の者がその意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められる者である場合は、この限りでない。

2 満3歳以上の子どもに対する保育従事職員は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下「幼稚園教諭普通免許状」という。）を有し、かつ、保育士登録を受けた者でなければならない。ただし、幼稚園教諭普通免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた者を置くことが困難である場合は、幼稚園教諭普通免許状を有する者又は保育士登録を受けた者とすることができる。

3 前項ただし書の規定にかかわらず、前条第4項の職員は、幼稚園教諭普通免許状を有する者でなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける時点において、前条第4項の職員を幼稚園教諭普通免許状を有する者とすることが困難である場合であって、保育士登録を受けた者のうち、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものが、幼稚園教諭普通免許状の取得に向けた努力を行っているときは、その者を同項の職員とすることができる。

- 5 第2項ただし書の規定にかかわらず、共通利用時間以外における保育従事職員は、保育士登録を受けた者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園において、満3歳以上の子どもに対する保育従事職員のうち6割以上の者が保育士登録を受けた者（保健師、助産師又は看護師の資格を有する者については、保育士登録を受けた者と同等の資格を有するとみなす。）であり、かつ、それ以外の者がその意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められる者である場合は、この限りでない。
- 6 第1項、第2項及び前項に規定する保育士登録を受けた者については、1人に限り、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下この項において「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士登録を受けた者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（施設設備）

- 第7条 認定こども園の建物等は、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置されていなければならない。ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。
- （1） 子どもに対する教育及び保育の適切かつ一体的な提供が可能であること。
 - （2） 子どもの移動時の安全が確保されていること。
- 2 認定こども園を構成する幼稚園のうち、並列型及び年齢区分型にあつては幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）第8条から第12条までに規定する基準（以下この項において「設置基準」という。）を満たすものとし、単独型にあつては設置基準を満たし、かつ、幼稚園設置基準第11条第5号に規定する給

食施設を有するものとする。ただし、共通利用時間以外の保育室の面積は、子ども1人につき、1.98平方メートル以上としなければならない。

3 認定こども園を構成する保育所は、杉並区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和8年杉並区条例第30号）第47条に規定する基準を満たすものとする。

4 認定こども園を構成する保育機能施設は、次に掲げる設備（第1号に掲げる設備については、満2歳に満たない保育を必要とする子どもを入所させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室とは、それぞれ兼用することができる。

(1) 乳児室又はほふく室

(2) 保育室

(3) 遊戯室

(4) 屋外遊戯場（認定こども園の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。第6項第3号において同じ。）

(5) 医務室

(6) 調理室

(7) 便所

5 前項第1号から第3号まで及び第7号に掲げる設備は、1階に設けるものとする。ただし、規則で定める基準を満たす場合は、当該設備を2階以上に設けることができる。

6 第4項第1号から第4号までに掲げる設備の面積は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たさなければならない。

(1) 乳児室又はほふく室 満2歳に満たない子ども1人につき3.3平方メートル以上。ただし、年度の途中で定員を超えて入所させる場合は、満2歳に満たない子どもについて、当該年度内に限り、1人当たり2.5平方メートル以上とすることができる。

(2) 保育室又は遊戯室 満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上

(3) 屋外遊戯場 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上

(食事)

第8条 認定こども園は、保育を必要とする子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。

2 認定こども園は、子どもに食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、子どもの健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 認定こども園は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに子どもの身体的状況及び嗜好を考慮して食事を提供しなければならない。

4 認定こども園は、あらかじめ作成された献立に従って子どもに食事を提供するための調理を行わなければならない。

5 認定こども園は、子どもの健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第9条 認定こども園は、次の各号のいずれにも該当する場合は、前条第1項の規定にかかわらず、当該認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。

(1) 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等において、業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

(2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、区等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われていること。

(3) 調理業務の受託者が、当該認定こども園における食事の提供の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等を考慮して調理業務を適切に遂行できる能力を有していること。

(4) 調理業務の受託者が、子どもの年齢及び発達の段階並びに健康の状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

(5) 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過

程に応じて、食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

- 2 前項に規定する方法により食事を提供する場合には、調理室を備えないことができる。この場合において、当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(教育及び保育の内容)

第10条 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条の規定に基づき、法第10条第1項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に基づかなければならない。

- 2 認定こども園における教育及び保育の内容は、子どもの1日の生活のリズム、集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものでなければならない。

(虐待等の禁止)

第11条 認定こども園の職員は、子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼稚園型認定こども園の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(児童対象性暴力等の防止)

第12条 認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(保育従事職員の資質の向上等)

第13条 認定こども園は、規則で定めるところにより、保育従事職員の資質の向上等を図らなければならない。

(子育て支援事業の内容)

第14条 認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

2 前項の規定により子育ての支援を行うに当たっては、地域の人材、社会資源等の活用を図るよう努めるものとする。

(認定こども園の長)

第15条 認定こども園の長は、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行わなければならない。

2 幼稚園型認定こども園のうち、第3条第1号イに掲げる施設にあつては、幼稚園又は保育機能施設の施設長とは別に認定こども園の長を置き、又は、これらの施設長のいずれかが認定こども園の長を兼ねるものとする。

3 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育ての支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有する者でなければならない。

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第16条 認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を行う時間は、1日につき8時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。

2 認定こども園の開園日及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じたものとしなければならない。

(情報開示)

第17条 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開

示に努めなければならない。

(平等取扱原則)

第18条 認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は保護者の所得が低い家庭の子ども、障害のある子ども等、特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、区との連携を図り、当該子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。

(一般的基準)

第19条 認定こども園は、耐震、防災、防犯等について、子どもの健康及び安全を確保する体制を整えなければならない。

2 認定こども園は、認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、保険又は共済制度に加入することにより、適切な補償の体制を整えなければならない。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第20条 認定こども園は、子どもの通園、認定こども園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

2 認定こども園は、子どもの通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて子どもの所在の確認（子どもの降車の際に限る。）を行わなければならない。

(運営状況の評価等)

第21条 認定こども園は、自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、それらの結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めなければならない。

(掲示)

第22条 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設

が認定こども園である旨を掲示しなければならない。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年11月1日から施行する。ただし、第12条の規定は、同年12月25日から施行する。
- 2 当分の間、子どもの登園又は降園の時間帯その他の子どもが少数である時間帯において、第5条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、同条第1項本文の規定により置かなければならない保育従事職員のうち1人は、第6条の規定にかかわらず、区長が幼稚園教諭普通免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができる。
- 3 令和10年3月31日までの間、子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、第5条第2項第3号の規定の適用については、同号中「15人」とあるのは、「20人」とする。
- 4 当分の間、子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、第5条第2項第4号の規定の適用については、同号中「25人」とあるのは、「30人」とする。
- 5 杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年杉並区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第26条第2号中「東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号）」を「杉並区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（令和8年杉並区条例第34号）」に改める。

杉並区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例新旧対照表

附則第5項による改正（杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準）</p> <p>第26条 余裕活用型乳児等通園支援を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる余裕活用型乳児等通園支援事業が行われる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たさなければならない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 <u>杉並区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（令和8年杉並区条例第 号）</u> に定める幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設備及び職員の基準</p> <p>（3）及び（4） 略</p>	<p>（余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準）</p> <p>第26条 余裕活用型乳児等通園支援を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる余裕活用型乳児等通園支援事業が行われる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たさなければならない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 <u>東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号）</u> _____ に定める幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設備及び職員の基準</p> <p>（3）及び（4） 略</p>

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年6月12日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第35号

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

杉並区特別区税条例（昭和39年杉並区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第20条の2第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第24条第1項ただし書中「及び第25条の3第1項」を「並びに第25条の3第1項第2号及び第3号並びに第2項第4号」に改める。

第25条の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第25条の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第10条第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに

限る。)の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第37条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有するものに限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第10条第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に規定する政令で定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当するもの又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有するもの

第25条の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

第37条第2項中「によつて」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、区長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、区民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第44条中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

附則第3条の4中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第3条の5第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第3条の6中「又は附則第14条第1項」を「、附則第13条の3第1項又は附則第14条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第4条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改める。

附則第5条中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第11条第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優

良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第13条の2の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例)

第13条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第16条第1項及び第2項並びに第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第13条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第20条から第21条まで、第21条の2第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の5第1項の規定の適用については、第20条、第21条及び第21条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第13条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項前段、附則第3条の3第1項及び附則第3条の5第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第13条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第13条の3第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第22条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第13条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第13条の3に規定する特定暗号資産に係る譲渡所

得等の金額」とする。

- (4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第13条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第13条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

附 則

- 1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第37条第2項の改正規定及び第44条の改正規定並びに附則第4条第1項の改正規定並びに附則第11条第1項及び第2項の改正規定（「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分に限る。） 公布の日
 - (2) 第20条の2第2項の改正規定並びに附則第3条の6の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第5条の改正規定並びに附則第11条第2項の改正規定（「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）及び同条に1項を加える改正規定並びに附則第5項の規定 令和10年1月1日
 - (3) 附則第3条の6の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第13条の2の次に1項を加える改正規定並びに附則第4項及び附則第6項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日
- 2 改正後の杉並区特別区税条例（以下「新条例」という。）第25条の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の杉並区特別区税条例第25条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第3条の5第1項の規定は、特別区民税（以下「区民税」という。）の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」と

いう。)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、区民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 4 附則第1項第3号に掲げる規定による新条例附則第3条の6の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第6項において「3号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の区民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの区民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第11条第4項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第1項の土地等の譲渡について適用する。

- 6 新条例附則第13条の3の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の区民税について適用する。

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第20条の2 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（<u>法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(区民税の申告)</p> <p>第24条 第10条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。））、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第20条の2 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（<u>法附則第5条の6第2項</u>）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(区民税の申告)</p> <p>第24条 第10条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。））、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控</p>

除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。））、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第25条の2第1項第3号並びに第25条の3第1項第2号及び第3号並びに第2項第4号において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第20条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第11条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の

除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。））、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第25条の2第1項第3号及び第25条の3第1項
_____において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第20条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第11条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の

上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～8 略

(区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第25条の2 所得税法第194条第1

項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。)

上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～8 略

(区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第25条の2 所得税法第194条第1

項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、

__（合計所得金額が133万円以下で
あるものに限る

_____。）の氏名

(3)及び(4) 略

2～4 略

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第37条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 略

（区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第25条の3 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者

__合計所得金額が133万円以下で
あるものに限る。次条第1項におい

て同じ。）の氏名

(3)及び(4) 略

2～4 略

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第37条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 略

（区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第25条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」とい

をいう。以下この条において同じ。) から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第10条第1号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第37条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有するものに限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、

う。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第37条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者
(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第10条第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に規定する政令で定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当するもの又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有するもの

- (2) 特定配偶者の氏名
- (3) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (4) その他施行規則で定める事項

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に

_____記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出する _____ことができる。

4 略

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がない

ときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記

載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

- 6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(区民税の減免)

第37条 略

- 2 前項の規定により区民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、区長に提出しなければならない。ただし、区長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、区民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)及び(2) 略

(軽自動車税に関する申告又は報告)

- 第44条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、

載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

- 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(区民税の減免)

第37条 略

- 2 前項の規定によつて区民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、区長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(軽自動車税に関する申告又は報告)

- 第44条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、

- 軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を区長に提出しなければならない。
- 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を区長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。
- 3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は
- 軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を区長に提出しなければならない。
- 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を区長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。
- 3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は

使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を区長に提出しなければならない。

4 略

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第3条の4 平成30年度以後_____の各年度分の区民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第18条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(区民税の住宅借入金等特別税額控除)

第3条の5 平成22年度から令和25年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、

使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を区長に提出しなければならない。

4 略

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第3条の4 平成30年度から令和9年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第18条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(区民税の住宅借入金等特別税額控除)

第3条の5 平成22年度から令和20年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、

法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第19条及び第20条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第3条の6 第20条の2の規定の適用を受ける区民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第19条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第7条第1項、附則第9条第1項、附則第10条第1項、附則第12条第1項、附則第13条第1項、附則第13条の2第1項、附則第13条の3第1項又は附則第14条第1項の規定の適用を受けるときは、第20条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とす

法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第19条及び第20条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第3条の6 第20条の2の規定の適用を受ける区民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第19条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第7条第1項、附則第9条第1項、附則第10条第1項、附則第12条第1項、附則第13条第1項、附則第13条の2第1項又は附則第14条第1項の規定の適用を受けるときは、第20条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とす

る。

(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)

第4条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第24条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。

2及び3 略

第5条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第12項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合には、法附則第7条の2第4項（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

る。

(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)

第4条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第24条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。

2及び3 略

第5条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第12項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合には、法附則第7条の2第4項

に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第11条 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) 略

に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第11条 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 略

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 略

止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例）

第13条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第16条第1項及び第2項並びに第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課

税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第13条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第20条から第21条まで、第21条の2第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の5第1項の規定の適用については、第20条、第21条及び第21条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第13条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項前段、附則第3条の3第1項及び附則第3条の5第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第13条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは

「所得割の額及び附則第13条の3第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第22条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第13条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第13条の3に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第13条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第13条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

杉並区特別区税条例の主な改正点

税目	改正内容	施行日	適用関係
特別区 民 税	1 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の拡大 所得税の基礎控除の金額の引上げに伴い、公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、提出義務対象者の範囲を拡大する。 (区税条例第25条の3、地方税法第317条の3の3)	令和9年 1月1日	令和9年1月1日以後に支払を受けるべき公的年金等に係る申告書について適用
	2 区民税の職権による減免 区民税について、職権による減免を可能とする。 (区税条例第37条)	公布の日	—
	3 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例措置の適用期限の撤廃等 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、適用期限を撤廃すること等とする。 (区税条例附則第3条の4、地方税法附則第4条の5)	令和9年 1月1日	—
	4 区民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長 住宅借入金等特別税額控除の適用期限を5年延長し、居住の用に供した日が令和7年12月31日までであるものから令和12年12月31日までであるものとする。 (区税条例附則第3条の5、地方税法附則第5条の4)	令和9年 1月1日	令和8年1月1日以後に居住用家屋等を居住の用に供する場合について適用

税目	改正内容	施行日	適用関係
特別区民税	<p>5 肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例措置の適用期限の延長</p> <p>肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例について、適用期限を3年延長し、令和12年度までとする。</p> <p>(区税条例附則第4条、地方税法附則第6条)</p>	公布の日	—
	<p>6 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例措置の適用期限の延長等</p> <p>(1) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例について、適用期限を3年延長し、令和11年度までとする。</p> <p>(2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例について、当該土地等が地すべり防止区域内等である場合は、特例の対象となる譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>(区税条例附則第11条、地方税法附則第34条の2)</p>	<p>(1) 公布の日</p> <p>(2) 令和10年1月1日</p>	<p>(1) —</p> <p>(2) 令和10年1月1日以後に行う土地等の譲渡について適用</p>
	<p>7 特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例措置の創設</p> <p>特定暗号資産に係る譲渡所得等に対し、申告分離課税により、所得割を課すこととする。</p> <p>(区税条例附則第13条の3、地方税法附則第35条の3の6)</p>	金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日	金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日の属する年度の翌年度以後の年度分の区民税について適用

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年6月12日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第36号

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

杉並区立自転車駐車場条例（平成5年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

杉並区立西永福北自転車駐車場	杉並区永福三丁目55番3号
----------------	---------------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。